

福島県商工信用組合の現況

令和3年度

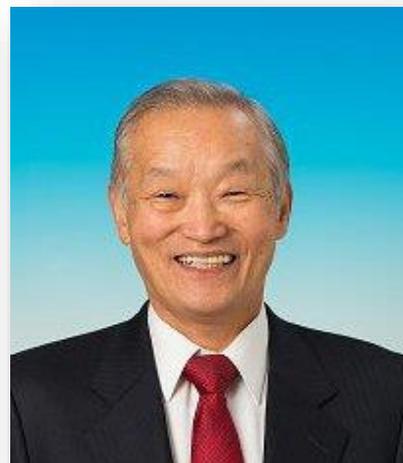


福島県商工信用組合

ごあいさつ

平素からの格別のご愛顧に心から厚く御礼申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、長期的な経済活動の制限などによる景気停滞の状況が前年度から継続している状況にあります。令和3年8月下旬から新規感染者数は急激に減少しましたが、感染力の強い変異株の流行などにより、新規感染者数の増加傾向が未だ続いております。ワクチンの普及やそれに伴う重症者数の減少、治療薬の開発など明るい材料もありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は、出口が見えない状況にあります。



地域経済においても、これまでの人口減少や高齢化による後継者問題・人手不足などの課題に加え、ウイルス感染拡大防止のための経済活動の抑制が大きな影響を与えています。更に、国際情勢の緊迫化による海外からの原材料調達コストの上昇などにより、地域経済は非常に厳しい環境にあります。当組合ではこのような環境の中、資金繰り支援はもちろんのこと、債務の返済条件変更対応、また、関係機関や外部専門家と連携した経営支援など事業者や個人の皆様の実情に応じた対応を積極的に行ってまいります。

東日本大震災から11年が過ぎましたが、令和4年3月16日の夜には福島県沖で最大震度6強の地震が発生しました。地震で被災された皆さまに対し、謹んでお見舞い申し上げます。けんしんでは地域と一体となって防災意識を高め、復興を支援してまいります。

当組合は今後も「相互扶助」の理念の下、本来業務である預金と貸出業務そして訪問渉外活動を更に強化し、地域の皆様のご意見ご要望をお聞きし、お客さまと一緒に考え、地域の成長発展に全力を尽くしてまいります。

引続き変らぬご愛顧とご支援をお願い申し上げます。

令和4年7月 福島県商工信用組合 理事長 須佐喜夫

お客様・組合員 各位

令和4年7月
福島県商工信用組合

平素は、当組合をご利用いただき、また、組合の業務運営に多大なるご支援を賜わりまして誠にありがとうございます。当組合の令和3年度決算(令和4年3月末期)について、下記のとおりご報告申し上げます。

- ① 令和4年3月31日現在における、預金残高は1,921億98百万円、前期末比較で44億11百万円の減少となりました。また、貸出金につきましては1,264億90百万円、前期末比較で34百万円の減少となりました。
- ② 令和4年3月末期決算では、4億59百万円の当期純損失となりました。これは、大口融資先のコロナ禍での債務整理や経営破綻のほか、将来の下振れリスクに備えた予防的措置として、貸倒引当金を積増したことによる一時的な要因です。
- ③ 令和4年3月末期決算では、本来の金融機関の収益力を示すコア業務純益は前期末比較で66百万円減少しましたが、1億88百万円を確保しています。
- ④ 令和4年3月末期決算においての、金融再生法開示債権不良債権比率は、4.37%とコロナ禍の厳しい状況の中で0.12ポイントの上昇に留めています。
- ⑤ また、令和4年3月末期決算においての自己資本比率は、9.46%と前期末比0.16ポイント低下しましたが、国内基準の4%を十分上回っております。
- ⑥ 引き続き組合員の皆様と地域経済の発展に取り組んでまいりますとともに、令和5年3月末期決算に向け役職員一同全力で収益改善・確保に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

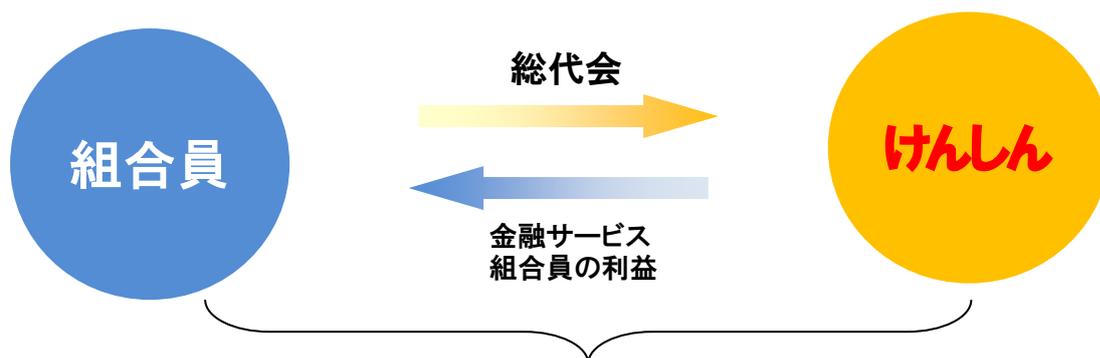
以上

けんしんの概要

福島県商工信用組合(けんしん)は、昭和29年8月17日に、県内の中小企業者・勤労者等の相互扶助を目的とした中小企業専門の金融機関として設立され、福島県郡山市に本店を置き同年10月1日に業務を開始した協同組織金融機関です。営業地域が福島県中通り地方に限定された地域信用組合として地域の経済発展とともに、着実に業績を積み重ね、業容を拡大してまいりました。

けんしんは地域信用組合の原点である地域とのつながり、相互扶助の精神である人とのつながりを第一に考え、協同組織金融機関としての理念の下に組合員の経済的地位の向上に努めるとともに、地域経済の発展に尽力してまいります。

信用組合は、相互扶助の精神に基づき、組合員一人ひとりが預金し合い、必要なときに融資を受けることができる金融機関です。利益を追求することを目的とした金融機関ではなく、組合員の皆様の発展に貢献することを目的とした金融機関です。信用組合の最高意思決定機関は「総代会」です。けんしんは、組合員(お客様)の利益を第一に考えた経営を行っています。



「組合員＝お客様」の利益

けんしんについて (令和4年3月31日現在)

●名称	福島県商工信用組合 (金融機関コード:2090)	
●本店所在地	〒963-8877 福島県郡山市堂前町7番7号 TEL024-991-1000(代表)	
●創業	昭和29年10月1日	●営業エリア 福島県中通り地方
●店舗数	16店舗	郡山市・須賀川市・白河市・二本松市・福島市・田村市・伊達市・本宮市・安達郡・岩瀬郡・西白河郡・石川郡・田村郡・東白川郡・伊達郡
●職員数	202名	
●組合員数	44,423名	●預貸率(末残) 65.81%
●出資金額	5,770百万円	●員外預金比率 4.81%
●預金残高	192,198百万円	●不良債権比率 4.37%
●貸出金残高	126,490百万円	●自己資本比率 9.46%

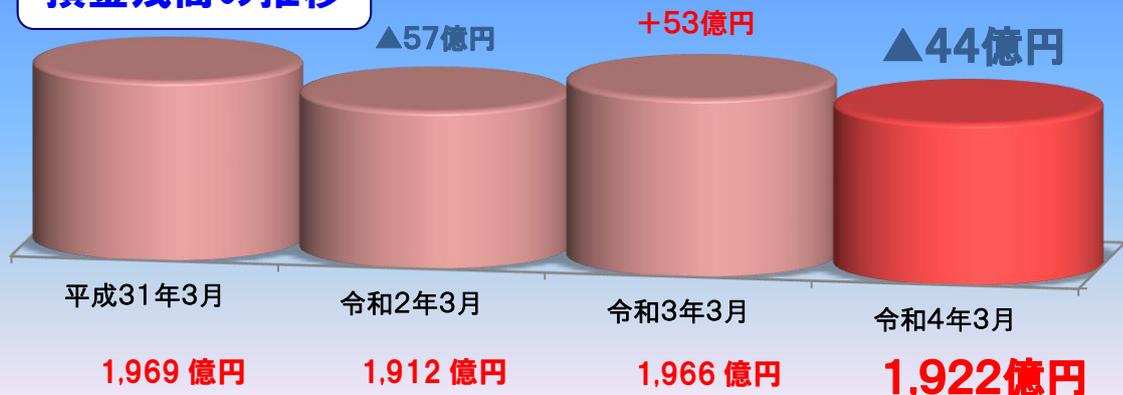
令和3年度の業績 I

預金残高は**1,922億円** (法人・個人預金が減少し、**44億円減少**)

預金は、定期預金や定期積金、年金を中心とした地域密着の営業活動を行いました。個人の流動性預金は増加しましたが、長引くコロナ禍の影響も起因し法人の流動性預金、及び定期性預金が大きく減少しました。

令和3年度末の預金残高は192,198百万円、前期比4,411百万円の減少、減少率2.2%となりました。

預金残高の推移



貸出金残高は**1,265億円** (資金需要の減少により、**34百万円減少**)

貸出金は、地域の事業者の皆様に対し、国や県の制度資金や信用保証協会との連携による融資を中心に、積極的に対応してまいりました。個人のお客様や法人の運転資金の資金需要の減少等により、貸出金残高が減少しております。

令和3年度末の貸出金残高は126,490百万円、前期比34百万円の減少、増加率△0.02%となりました。

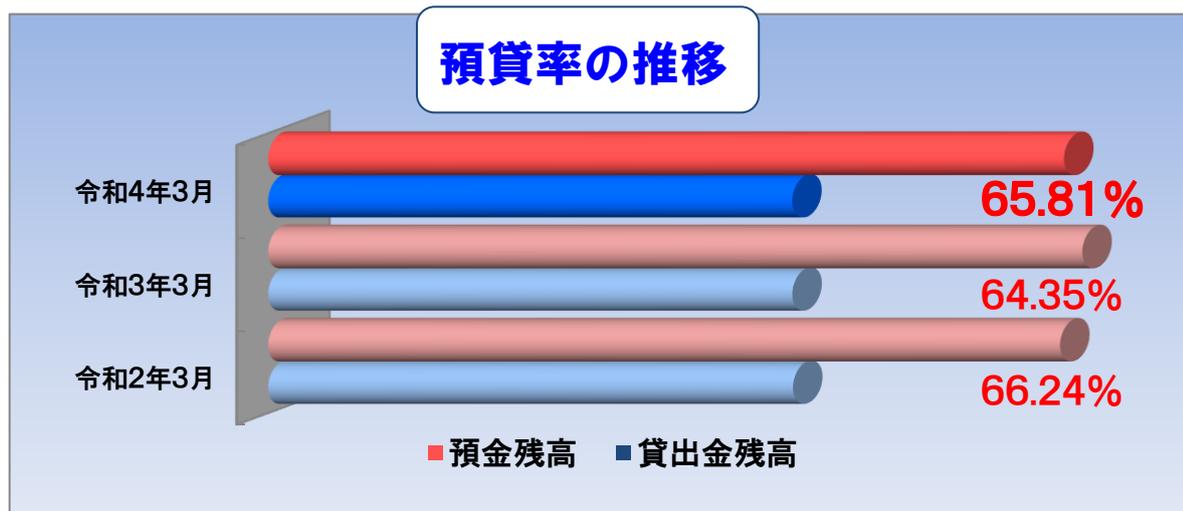
貸出金残高の推移



令和3年度の業績Ⅱ

預貸率は**65.81%**(前年度対比**1.46ポイント**上昇)

けんしんは、皆様からお預かりした預金を貸出金として地域に還流させることが最大の地域貢献であると考えています。令和3年度末の預金に対する貸出金の割合「預貸率」は、前年度対比1.46ポイント上昇し、65.81%となりました。



経常損失は**421百万円**、当期純損失は**459百万円**

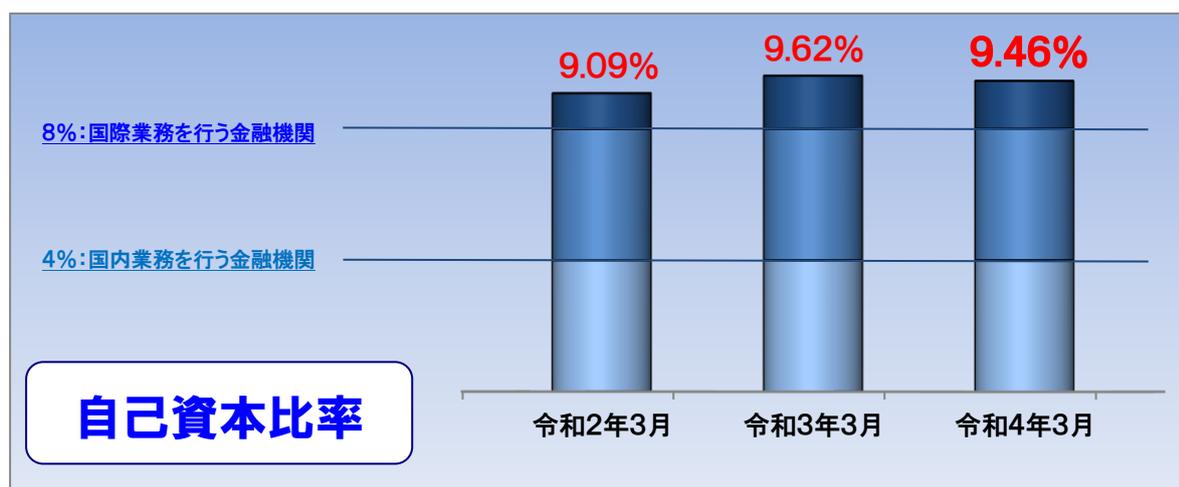
令和3年度はマイナス金利政策下の金融機関には厳しい環境にあり、貸出金利息収入の減少などから経常収益は前年度対比135百万円の減少となりました。預金利息の減少や経費の削減などにより、本業での利益を示すコア業務純益は188百万円となりましたが、コロナ禍での大口融資先の債務整理や将来の下振れリスクに備えた貸倒引当金の積増しによる不良債権処理費用増加により、経常損失421百万円、当期純損失459百万円の赤字決算となりました。

	令和2年度	令和3年度
業務純益 (金融機関本業での利益)	245百万円	174百万円
コア業務純益 (業務純益から一時的な変動要因 (国債等債券関係損益等)の影響を除いた利益)	254百万円	188百万円
経常利益	129百万円	△421百万円
当期純利益	116百万円	△459百万円

令和3年度の業績Ⅲ

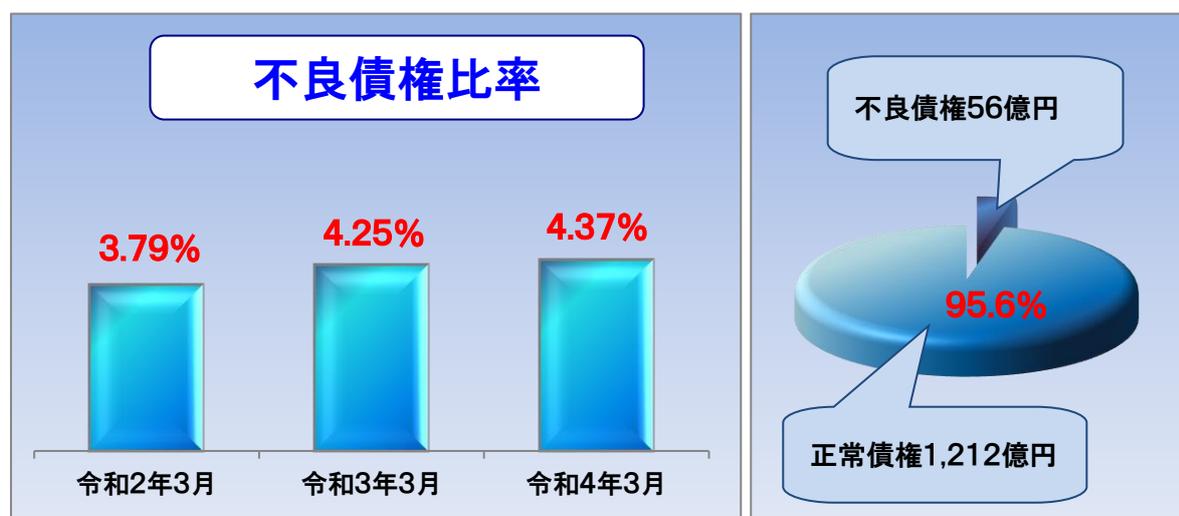
自己資本比率は**9.46%**(前年度対比**0.16ポイント**低下)

金融機関の健全性を表す自己資本比率は、前年度と比べ0.16ポイント低下し、9.46%となりました。けんしんの自己資本比率は国内基準(4%)を上回っています。



不良債権比率は**4.37%**(前年度対比**0.12ポイント**上昇)

金融再生法開示債権における不良債権比率(総与信残高に占める不良債権の割合)は、金融円滑化への取組み・貸出債権の正常化の取組みを行ったものの、コロナ禍の影響などにより、不良債権額が161百万円増加し、不良債権比率は0.12ポイント上昇し4.37%となりました。



主要な事業

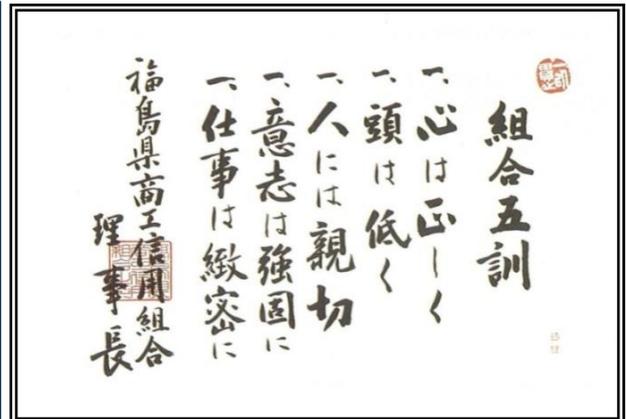
経営理念

当組合は、協同組織金融機関として「相互扶助」の理念の下、信用組合の原点である地域とのつながり、人とのつながりを第一に考え、組合員の経済的地位の向上を図るとともに、金融事業を通じて地域経済の発展に努めます。

事業方針

健全な経営を維持して、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため地区内の小規模の事業者、勤労者などによる協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とし、豊かな暮らしづくりに貢献して、地域の皆さまから必要とされる金融機関を目指します。

そのためにも、職員の働きがいのある職場づくりを促進します。



事業内容

- A. 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。譲渡性預金は取り扱っておりません。
- B. 貸出業務
 - イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- C. 商品有価証券投資業務
取り扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
振込及び代金取立等を取扱っております。
- F. 外国為替業務
全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する業務を行っております。
- G. 社債受託及び登録業務
取り扱っておりません。
- H. デリバティブ取引等の受託等業務
取り扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - イ) 債務の保証業務
 - ロ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
 - ハ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - ニ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - ホ) 損害保険及び生命保険の代理店業務

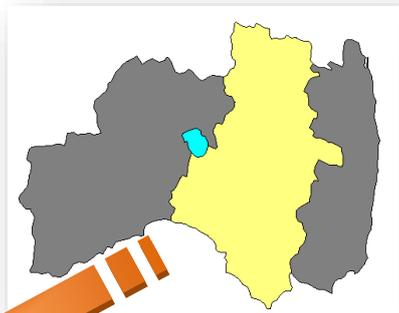
営業地域・店舗ネットワーク

営業地域

郡山市・須賀川市・白河市・二本松市・福島市・田村市・伊達市・
本宮市・安達郡・岩瀬郡・西白河郡・石川郡・田村郡・東白川郡・
伊達郡

店舗ネットワーク

福島県内16店舗のネットワークです。
(令和4年7月29日現在)



南福島支店

〒960-8151
福島市太平寺字町の内3番1
Tel.024-544-2318

二本松支店

〒964-0906
二本松市若宮1丁目350番地
Tel.0243-22-3511

本宮支店

〒969-1126
本宮市本宮字馬場27番地9
Tel.0243-34-2156

須賀川支店

石川支店

〒962-0842
須賀川市宮先町94番地
Tel.0248-75-4115(須賀川支店)
Tel.0247-26-2325(石川支店)

福島市

松川支店

〒960-1241
福島市松川町字鼓ヶ岡34番地の1
Tel.024-567-2349

二本松市

本宮市

常葉支店

〒963-4602
田村市常葉町常葉字中町60番地1
Tel.0247-77-2240

郡山市

須賀川市

田村市

鏡石支店

〒969-0401
岩瀬郡鏡石町不時沼226番地
Tel.0248-62-3335

鏡石町

石川町

白河支店

〒961-0951
白河市字中町19番地3
Tel.0248-22-1235

白河市



郡山市内店舗

本部	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-991-1000
本店営業部	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-991-1840
朝日支店	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-938-7200
桜通支店	〒963-8015	郡山市細沼町10番11号	Tel.024-932-1702
安積支店	〒963-0107	郡山市安積2丁目160番地	Tel.024-945-0691
富久山支店	〒963-8071	郡山市富久山町久保田字久保田165番地5	Tel.024-923-4963
日和田支店	〒963-8071	郡山市富久山町久保田字久保田165番地5	Tel.024-958-5055
コスモス通り支店	〒963-0204	郡山市土瓜1丁目63番地	Tel.024-961-1677

総代会制度について(仕組み・役割)

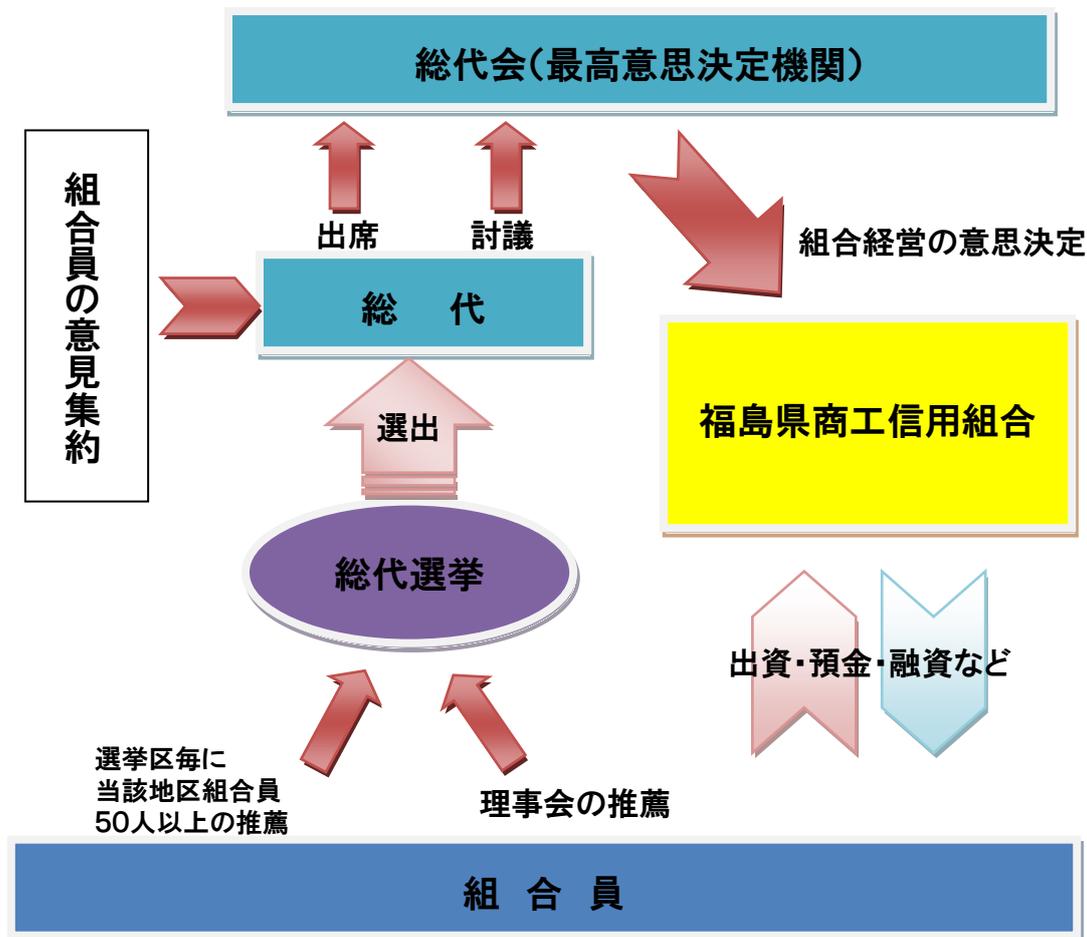
信用組合は組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員数は44,423名(令和4年3月31日現在)であり、総会の開催は困難なことから、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、“総代会”を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



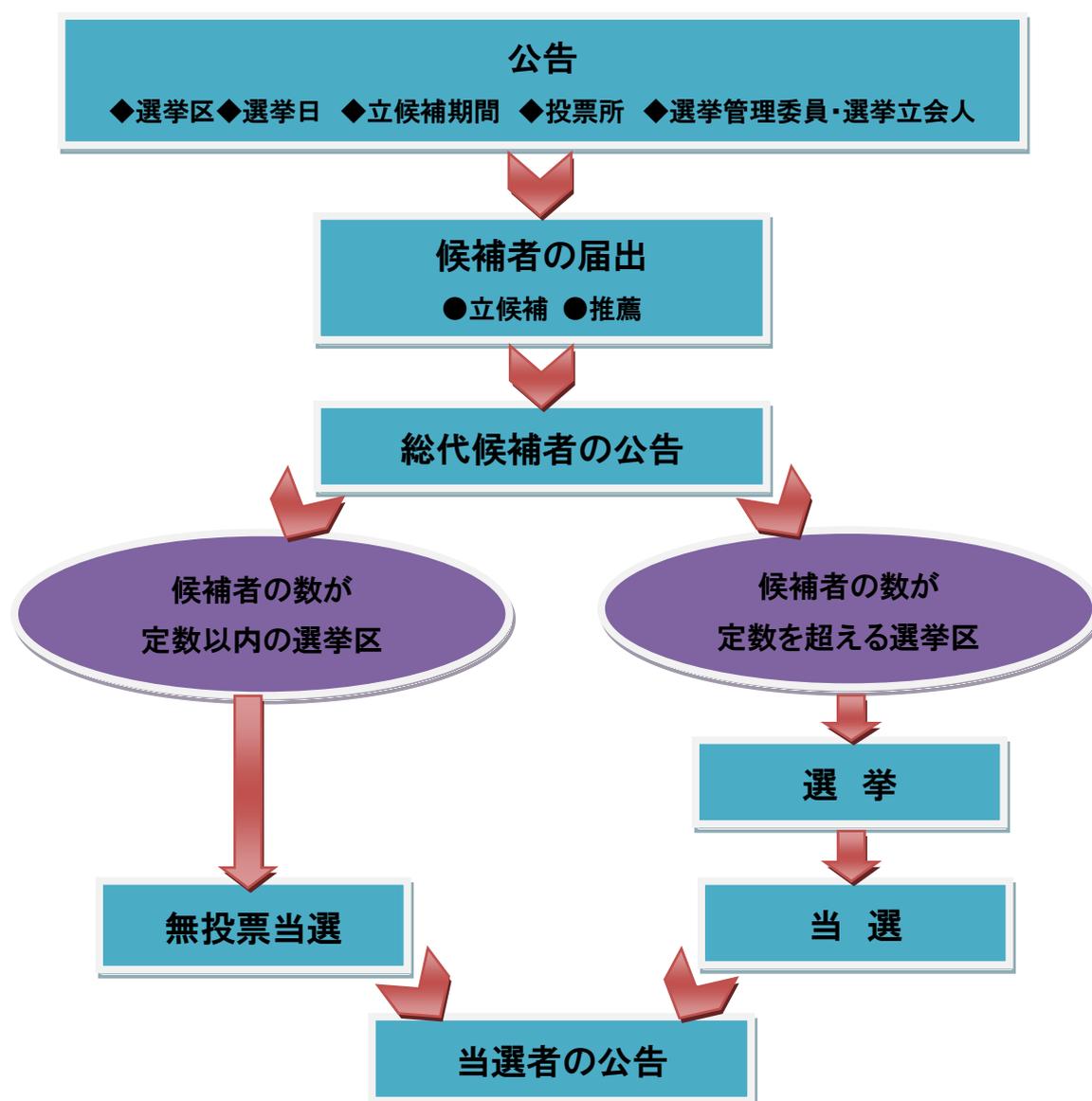
総代会制度について(選出方法・任期・総代選挙)

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規定に基づき、公正な手続を経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規定に則り、選挙区毎に当該地区組合員50人以上の推薦、若しくは理事会の推薦を受けた方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は選挙区を9つの区に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者が、その選挙区における総代の定数を超えない時は、その総代候補者をもって当選人とし、その選挙区においては投票は行わないとしています。



総代会制度について(選出方法・任期・総代選挙)

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。総代の定数は100人以上120人以内です。令和4年6月30日現在の総代の人数は120人です。

(3) 総代の選挙区と総代氏名

(令和4年6月30日現在・敬称略)

選挙区称 総代定数	該当地区 (総代数)	氏名						
第1区 定数61	郡山市内 本・支店管内 (61)	高橋孝行(2)	菅原弘道(*)	瀧田幸子(*)	須佐美代子(*)	須佐喜夫(*)		
		日下律子(*)	遠藤政勝(*)	國井正浩(*)	鈴木一弥(*)	須佐真子(1)		
		小野塚次男(*)	浜津扶美子(1)	橋本 清(*)	早川慎一(*)	高橋良和(2)		
		新井 豪(4)	佐藤文雄(4)	堀江正喜(1)	佐藤文吉(*)	音川和英(1)		
		長谷川吉明(1)	佐久間仁一(4)	橋本真一(*)	大戸洋太郎(*)	佐藤優子(*)		
		舟橋仁子(*)	吉田正子(*)	齋藤淳宏(*)	七森 繁(*)	木原 悟(1)		
		菅野晴彦(2)	長谷川均一(2)	中山 忠(*)	渡辺泰宏(4)	加藤英夫(4)		
		高田藤太郎(*)	鈴木 正次(*)	橋本隆司(1)	根本 昇(2)	長谷川和彦(*)		
		山口松之進(1)	石塚俊正(4)	星野サタ子(4)	嶋 恵吉(2)	伊藤重幸(2)		
		鈴木光雄(*)	荒井一昭(*)	高田孝重(*)	橋本忠雄(*)	鈴木 茂(4)		
		松本賢二(3)	薄井幸夫(*)	齋藤賢一(*)	井上正広(*)	仲本裕守(3)		
		飯沼良孝(2)	武川由美(*)	佐藤正夫(*)	遠藤和守(*)	鳥畑廣美(*)		
		深澤広守(2)						
		第2区 定数6	白河支店 管内(6)	佐藤幸彦(*)	中西一彦(*)	青砥久泰(1)	上石 明(*)	深谷龍二(3)
		第3区 定数6	石川支店 管内(6)	相楽一重(*)	荒川英義(*)	中田庄吾(*)	相楽 卓(2)	斉須守幸(1)
第4区 定数15	須賀川支店 管内 鏡石支店 管内(15)	笠井誠治(*)	松川 稔(*)	永田久雄(*)	川合幸治(*)	桑名勝也(*)		
		樽川久夫(*)	橋本直子(2)	熊田亘晃(3)	榊原功城(3)	菅野正美(1)		
		根本吉和(1)	大河原正雄(*)	伊藤俊彦(*)	安田敏之(*)	小貫 武(*)		
第5区 定数7	本宮支店 管内(7)	小山 守(1)	大内美和(*)	國分暎之(*)	渡邊恒夫(*)	伊豆伸一(4)		
		小沼貞彦(4)	木下幸英(3)					
第6区 定数6	二本松支店 管内(6)	相川元宏(1)	木村廣喜(1)	橋 博(2)	大河内宏明(2)	平舘康治(*)		
		山口和吉(1)						
第7区 定数6	松川支店 管内(6)	野地孝一(*)	齋藤 悟(1)	宮本秀一(*)	安部信一(*)	植木貞夫(4)		
		岩瀬克夫(3)						
第8区 定数8	南福島支店 管内(8)	二木康視(*)	根本誠三郎(1)	渡辺彰範(*)	山口昌宏(*)	白坂忠良(*)		
		細谷 実(4)	瓶子義巳(*)	半澤 寛(1)				
第9区 定数5	常葉支店 管内(5)	渡辺正一(*)	志田和子(*)	青山雅一(*)	吉田 来(3)	坪井達男(3)		

氏名の後に就任回数を記載しております。就任回数が5回以上の場合は「」で示しております。

<総代の属性別構成比>

職業別：個人(給与所得者・年金受給者等)19%・個人事業主15%・法人役員66%

業種別：卸売・小売業26%・サービス業20%・建設業9%・不動産業7%・その他18%

(業種別は法人役員、個人事業主に限ります。)

年代別：40代以下3%・50代9%・60代33%・70代37%・80代以上18%

総代会制度について(総代会・決算説明会)

第68期通常総代会が、令和4年6月23日午前10時より、当組合本部5階大ホールで開催されました。当日は総代120名のうち、出席76名、議決権行使書による出席44名のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項 令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告の件
決議事項

第1号議案 令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)計算書類(貸借対照表・損益計算書並びに剰余金処分案)承認に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 令和4年度事業計画及び収支予算案承認に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 組合員除名承認に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。



けんしんでは、平成14年よりガバナンスの機能強化に向けた一環として、営業店毎に総代や組合員を対象とした決算説明会を毎年実施しております。当組合の経営実態、地域との関わりなどの状況をわかりやすく説明し、また総代や組合員より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営や総代会に反映させております。

(令和3年度決算説明会:総代、組合員出席者合計135名)

本店営業部・朝日支店 総代決算説明会

日時:令和4年6月13日 10時00分より

場所:けんしん本部4階会議室

出席者:

組合員12名

役職員 3名



常葉支店 総代決算説明会

日時:令和4年6月13日 13時00分より

場所:けんしん常葉支店2階会議室

出席者:

組合員 4名

役職員 3名



役員

理事長	須佐喜夫	理事	高田藤太郎※
専務理事	荒井一昭	理事	笠間善裕※
常務理事	早川慎一	常勤監事	平佳秀
常務理事	須佐真子	監事	鬼頭勇夫
常勤理事(監査部長)	佐々木英夫	監事(員外監事)	山下寛
常勤理事(本店営業部長)	人見隆		
理事	石川智美		

(令和4年7月29日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

役員等の報酬体系

● 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

① 報酬体系の概要

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しております。

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後に支払っております。

② 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	93	119
監事	9	10
合計	103	129

(注)1.上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事9名、監事3名です。

3.使用人兼務理事2名の使用人分の報酬(賞与を含む)はありません。

4.上記以外に支払った役員賞与金は、理事0百万円、監事0百万円であり、役員退職慰労金は監事9百万円であります。

③ その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

● 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には期中に退任・退職した者を含めています。

2.「同等額」は令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っています。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績運動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組合員・出資金の状況

組合員

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	44,291	43,722	42,804	41,279	40,313
法人	4,181	4,147	4,116	4,100	4,110
合計	48,472	47,713	46,920	45,379	44,423

出資金

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	4,851	4,839	4,795	4,726	4,677
法人	949	983	995	1,057	1,093
合計	5,801	5,823	5,790	5,784	5,770

出資配当

(単位:%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出資に対する配当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

員外預金比率

(単位:%)

	令和3年度
組合員外預金比率	4.81

令和4年度 入組式

令和4年4月1日に令和4年度の入組式を行いました。

地域の未来を拓くため8名の新たな職員を迎えました。どうかよろしくお願いいたします。



年 月		主なできごと
1954年～	昭和29年 10月	「郡山商工信用組合」設立
	32年 6月	須賀川支店開設
	33年 5月	「福島県商工信用組合」に名称変更
	34年 10月	全国信用協同組合連合会福島代理所指定
1960年～	35年 5月	本宮支店開設
	35年 10月	大重支店開設
	36年 10月	桜通支店開設
	37年 5月	石川支店開設
	38年 9月	白河支店開設
	39年 8月	松川支店開設
	40年 4月	福島支店開設
	44年 3月	常葉支店開設
1970年代	45年 9月	安積支店開設(旧永盛連絡所)
	46年 6月	二本松支店開設(旧二本松出張所)
	46年 10月	郡山駅前支店開設(旧本店)
	51年 7月	組合運営を総代会制に移行決定
	51年 10月	富久山支店開設
1980年代	57年 9月	日和田支店開設
	59年 4月	郡山手形交換所加入
	平成元年 10月	鏡石支店開設
1990年代	2年 11月	預金残高1,000億円達成
	3年 2月	コスモス通り支店開設
	4年 12月	桜通支店移転新店舗開店
	5年 3月	「日和田スポーツセンター」開設
	7年 7月	大重支店と郡山駅前支店を合併
	7年 10月	西川支店開設
	8年 9月	須賀川支店移転新築開店
	8年 12月	朝日支店開店
	9年 3月	福島支店南福島出張所開店
	9年 6月	南福島支店開店(福島支店南福島出張所昇格)



沿革・歩み②

年 月		主なできごと
1990年代	平成10年 10月	福島支店平野出張所開店
	11年 3月	外部監査導入
	11年 10月	「けんしん秋の百市」開催
2000年代	12年 4月	けんしんミレニアム会発足
	13年 3月	「けんしん21st教育センター」開設
	14年 6月	ホームページ開始
	14年 9月	郡山市役所分庁舎にATM設置
	15年 4月	けんしん南十店会発足
	16年 5月	福島支店・福島支店平野出張所を南福島支店に統合 西川支店を須賀川支店に統合
	16年 12月	信用組合全国共同オンライン・システムへ移行 決済用預金取扱開始
	17年 7月	大重駅前支店を桜通支店に統合
	19年 4月	保険商品取扱開始
	20年 5月	本店建物改修工事
	21年 12月	安積支店新築開店
2010年代	22年 12月	二本松支店新築開店
	23年 3月	東日本大震災
	23年 8月	松川支店新築開店
	24年 9月	県下信用組合合同南紀クルーズ(国際協同組合年記念)
	25年 2月	でんさいネット業務開始
	25年 4月	富久山支店新築開店 桜通支店改築開店
	25年 5月	インターンシップ25周年記念事業
	25年 10月	けんしん創立60周年記念ハワイ旅行
	27年 9月	けんしんヤング十店会発足
	28年 4月	けんしんトレ・セン開設
	30年 4月	郡山市と「郡山市民文化センター」のネーミングライツ契約締結
	31年 3月	日和田支店を富久山支店内に移転
	令和元年 10月	台風19号被害(本宮支店・石川支店)
2020年代	2年 4月	本宮支店改装開店
	2年 4月	朝日支店を本店営業部内に移転
	3年 3月	石川支店を須賀川支店内に移転



法令等遵守の基本姿勢

当組合は、コンプライアンスの実践を経営の重要課題のひとつと位置付け、公共的使命と社会的責任を認識し、健全な業務運営を目指しております。

そのため、コンプライアンス管理委員会を設置し、各店舗にはコンプライアンス担当者を置き、研修を行いコンプライアンス態勢の強化を図っております。

一つの法令違反、一つの不祥事件を発生させることは、永年に渡り積み重ねられてきたお客さまとの信頼を一瞬にして失われることを全職員肝に銘じ、不祥事件を二度と起こさないという強い決意のもと、法令遵守に取り組んでまいります。また、全役職員を対象に外部専門家によるコンプライアンス研修を実施します。

けんしん倫理憲章

1. 公共性の認識
2. 責任感の認識
3. 法令やルール of 厳格な遵守
4. 反社会的勢力との対決
5. 地域社会に対する貢献

個人情報保護

個人情報保護法の施行に伴い、「個人情報保護宣言」「個人情報保護規程」「個人情報取扱要領」を定めました。

説明義務・説明責任の履行

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、与信取引等（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客の知識、経験及び財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保することが求められています。日常的に説明責任の認識を高めるよう努めています。

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日公表）を尊重し、遵守します。

お客様と保証契約を締結する際、また保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた際には、本ガイドラインを尊重して誠実に対応し、お客様の満足の頂ける良好な関係構築に努めます。

反社会的勢力との対決

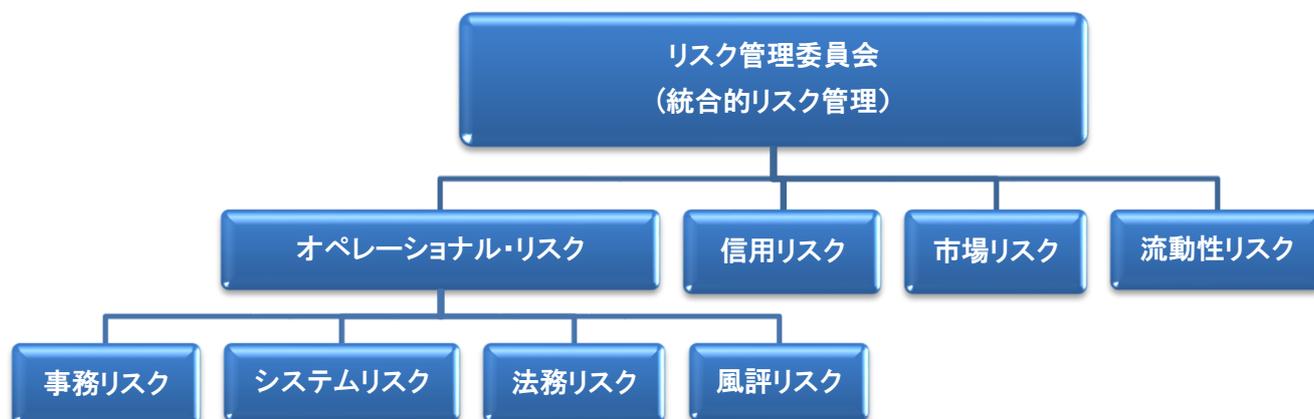
当組合は、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応します。特に不当な要求については毅然とした態度で臨み、財産上の利益を供与すること等はありません。さらに不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営の重要課題のひとつと位置付けております。

犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき、預金口座の不正利用に対応するため取引時確認を適切に行う体制整備に努めるほか、お客様とのお取引の内容、状況等に応じて、追加での確認などの対応を行い、複雑化・高度化するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手法に対応し、有効に防止することができるよう実効的な管理態勢の整備に努めます。

リスク管理体制



当組合の業務に内在する各種リスクの管理体制は下記の通りです。

【信用リスク】 主管部: 審査部・資産管理部
信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

【市場リスク】 主管部: 経理部
金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクがこれらに該当します。

【流動性リスク】 主管部: 経理部
市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクおよび当組合の財政内容の悪化等により必要な資金が確保出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクです。

【事務リスク】 主管部: 事務部
役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

【システムリスク】 主管部: 事務部
コンピュータシステムのダウン又は誤作動等及びシステムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

【法務リスク】 主管部: 総務部
法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的な原因により、当組合が損失を被るリスクです。

【風評リスク】 主管部: 総務部
災害や事故、当組合の経営状況等について不適切あるいは虚偽の報道・情報が流布し、当組合の評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクです。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

「金融円滑化」の取組み

けんしんは、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を大切にし、身近な頼れる相談相手となってお客さまの悩みを一緒に考え問題の解決に努めております。このようなことが金融機関として重要な役割であることを認識し、「金融円滑化」にも取り組んでまいりました。

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了しましたが、当組合は円滑化法施行前からお客様からの申出による新規融資のご相談や借入条件の変更については積極的かつ柔軟に対応してまいりました。円滑化法が終了しましても、これまで同様、広く要請に応じてまいります。

今後も融資こそ地域経済の発展と安定に役立つとの認識のもと、積極的な活動を行い、タイムリーに資金需要に応えるように努めます。

中小企業の経営支援に関する取組み

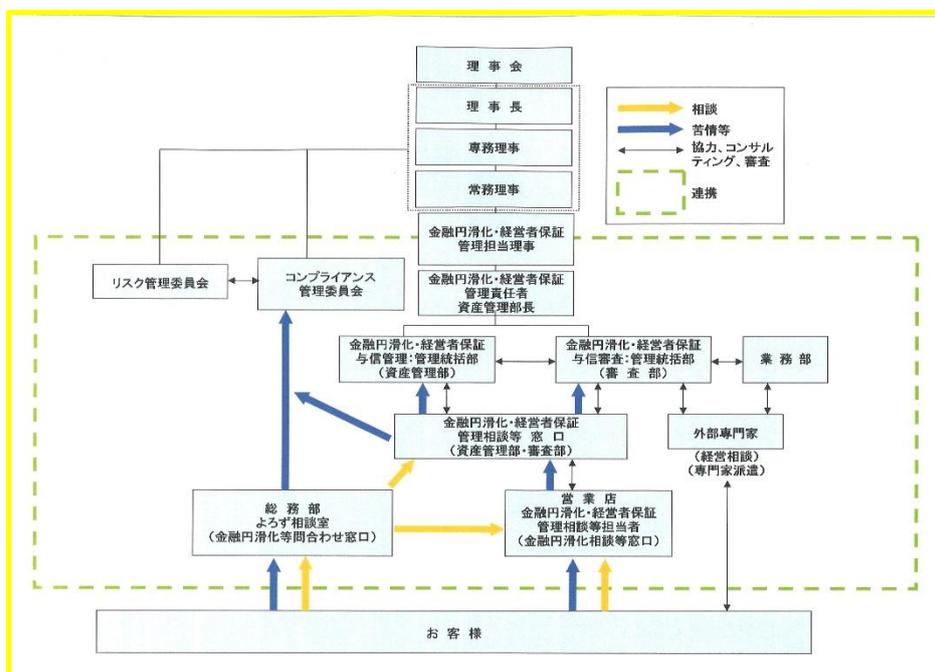
● 取組みの方針

信用組合の理念である相互扶助の精神の下、金融円滑化管理方針に基づき、地域経済発展に貢献できるよう地域金融の円滑化に全役職員が積極的に取り組んでおります。

- ① お客様からの融資のご相談や融資返済条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご要望を十分にお聞きし、迅速かつ適切にお応えすることができるよう努めてまいります。
- ② 中小企業のお客様との貸付条件の変更等の協議にあたっては、中小企業の特性或事業の状況、事業の改善もしくは再生の可能性等を十分に検討し、経営改善に向けた取組みを積極的に支援してまいります。併せて、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関、外部専門家との適切な連携を図り、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。
- ③ 新規融資や融資条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、苦情、ご要望等につきましては、全営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」及び総務部「よろず相談室」でお受けしております。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

●態勢整備の状況(組織体制図)



●取組みの状況

新たに会社等を創業される方や新規の事業を始める方などそれまでの実績が乏しい事業者の方についても、福島県信用保証協会や、福島県などの制度融資や制度保証を活用して、積極的に資金需要に応じております。

企業の成長段階においては、十店会・ヤング十店会での会合において会員間での交流活動を行い、ビジネスマッチングの場を提供しております。平成31年2月25日に東北初となる「企業立地連携プラットフォーム」(福島市)の設立にあたり支店長2名を会員登録し、企業の誘致や用地確保等に向けた環境整備のため、講演会の受講や情報交換会を行っております。

けんしんは、平成25年2月1日に「経営革新等支援機関」の認定を取得して、経営改善サポートを行い、支援を強化しております。

「福島県中小企業支援ネットワーク」「中小企業基盤整備機構」と連携し、中小企業診断士など専門家の紹介、事業承継の相談アドバイスを行っております。また、ローカルベンチマークによる事業性評価を実施し、事業性評価に基づく顧客事業所への各種改善等の提案及び提案先へのフォローアップを行い、その後、外部専門講師による支援状況ヒアリングを本部にて行っております。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、訪問活動によるヒアリングやフォローアップを一部自粛しておりましたが、令和4年度については、コロナ禍における経営課題などが顕在化している先について、専門家派遣事業等を計画し、着手してまいります。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

けんしんでは、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの主旨内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善指導を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

令和3年度において、「新規に無保証で融資した件数」は200件(前年度600件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は6.62%(同14.36%)、「保証契約を解除した件数」は26件(同1件)、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の成立件数(けんしんをメイン金融機関として実施したものに限り)は該当がありませんでした。

地域の活性化に関する取組み

けんしんは、地域や利用者に対する積極的な情報発信を行い、地域協同組合の特性上、地域に元気を与える事業に取り組んでおります。主要な項目について、下記ページにて具体的に説明をしております。

- ・ 担保・保証人に過度に依存しない融資への取組み
(十店会ローン、保証協会付信用組合資金) 25ページ
- ・ 全営業店における十店会組織及びヤング十店会の活動
(経営相談・ビジネスマッチング) 26ページ
- ・ 各営業店によるイベントの開催(中小企業・地域商店街活性化推進) 28ページ

須賀川支店十店会による寄贈

令和3年6月、須賀川支店十店会は、須賀川市の公立岩瀬病院に飲料水と緑茶計30ケース、720本を寄贈しました。新型コロナウイルス禍の中で、地域医療に尽力する医療従事者を応援しようと寄贈を行いました。

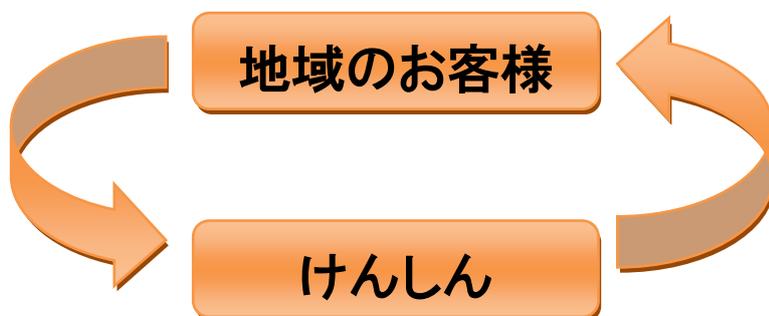
十店会は勉強会等の活動を自粛せざるを得ない状況でしたが、地域の為にできる活動を今後も続けて参ります。



地域貢献(融資について)

けんしんは、皆様からお預かりしたお金を、融資として地域に還流させることこそが最大の地域貢献であると考えます。皆様の預金は下記のように地域内融資に活かされています。

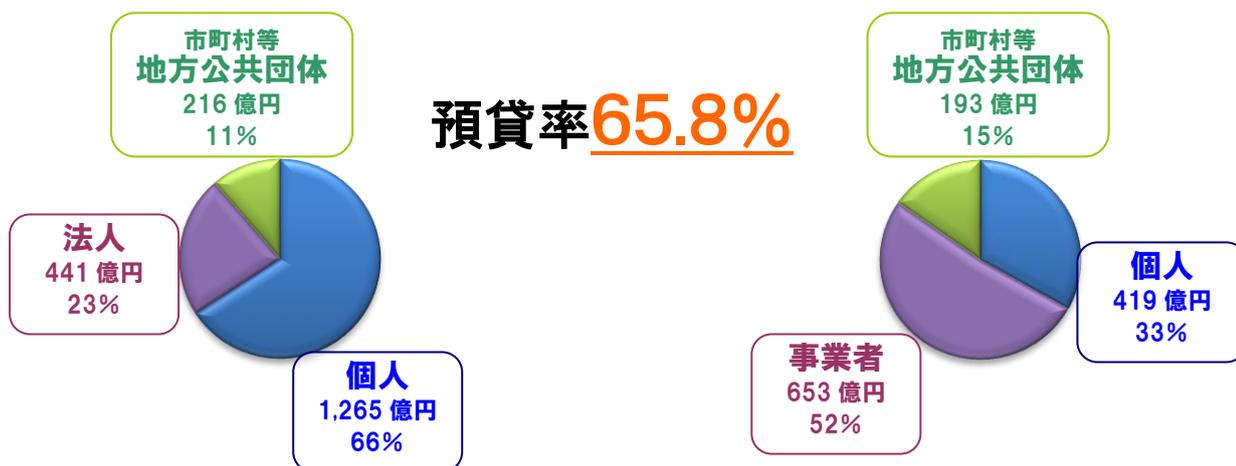
震災後、けんしんは地域金融の円滑化を目的として、特に積極的に事業を行っているお客様への融資を行いました。令和3年度末における**事業性融資の金額は653億円**であります。



預金 **1,922億円**

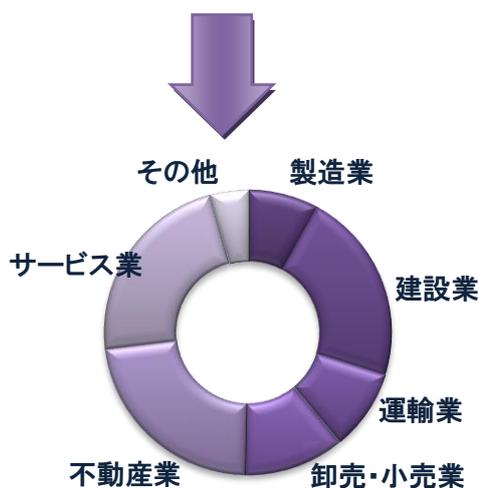
貸出金 **1,265億円**

預貸率 **65.8%**



事業性貸出金業種内訳 単位：百万円

業種	金額
製造業	5,200
建設業	14,315
運輸業	5,947
卸売・小売業	7,385
不動産業	14,850
(うち不動産賃貸業)	(9,383)
サービス業	14,817
その他	2,762
合計	65,276



- 「不動産業」の約63%はアパートや貸家経営などの不動産賃貸業です。
- 「サービス業」には「旅館」「映画娯楽」「医療」「介護」などが含まれます。

地域貢献(十店会ローン・信用組合資金の紹介)

当組合十店会会員専用「十店会ローン」

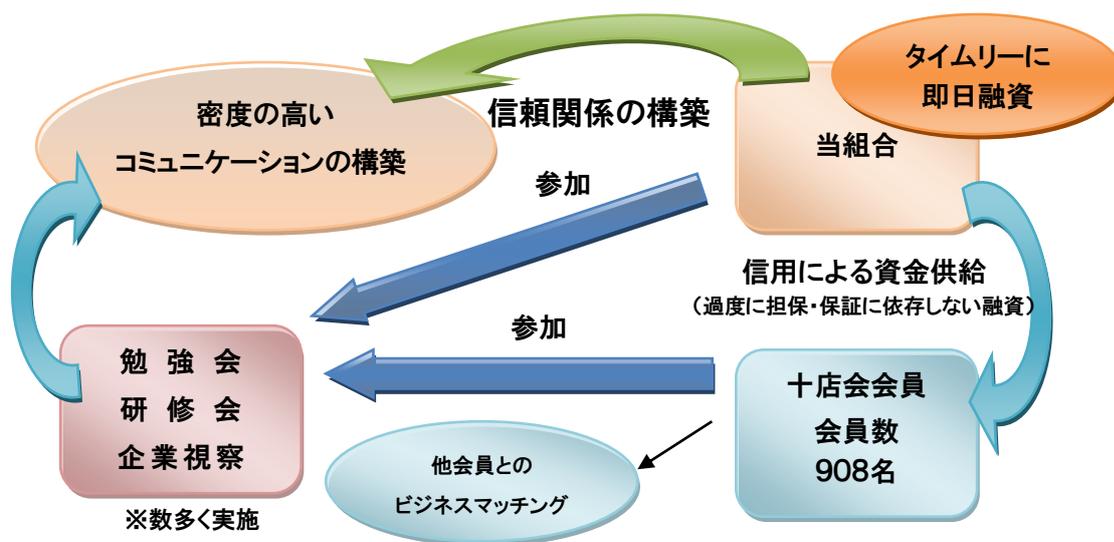
過度に担保・保証に依存しない融資として、当組合のお客さまの交流組織である各店の「十店会」の会員を対象とした当組合独自の融資制度を用意しております。

- ・ 年商の1/5、または20百万円以内、いずれか低い額までの融資枠を設定し、即日、融資する制度です。
- ・ 各営業店は、「十店会」会員が新しい時代に向けての適応性と成長性を高めるため定期的に参加する勉強会や研修会に参加して、会員とコミュニケーションを密にし、信頼関係を構築したうえで、同会員に対して、原則無担保、無保証人にて融資いたします。また、併せて、異業種交流によるビジネスマッチングの場を提供しております。
- ・ 実績は以下の通りです。

令和4年3月末残高 589件/2,381百万円

(令和3年度は1,184件、53億円実行いたしました)

尚、東日本大震災及び台風19号被害においては、十店会会員向けに特別融資を行いました。



中小零細事業者支援の県制度融資「信用組合資金」

全国の都道府県では唯一の信用組合の組合員を対象とした福島県の制度融資です。

- ・ 運転資金、設備資金ともに25百万円までのご利用となります。
- ・ 実績は以下の通りです。

令和4年3月末残高 1,169件/4,888百万円

(令和3年度は210件、14億円実行いたしました)

十店会活動

「十店会」とは・・・

- けんしんの創業当時、十の異業種のお客様との交流によってお互いを支えあい、ともに成長してきたという考え方から、この原点を大切にして、経営力強化を図るという考え方で「十店会」は組織化されました。
- 事業者の方々への「コミュニティ」の創設
- ビジネスマッチングの場の提供
- 勉強会、研修会等による経営力強化
- 定期的な交流による会員相互の信頼関係の構築

十店会会員の現況

平成15年4月、南福島支店において会員74名にて最初に設立され、その後、各店において設立。全店での組織化がなされております。令和3年度末現在、会員数908名にて活動中です。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大などを受け、活動を自粛せざるを得ない状況になりました。

令和4年度の活動は新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、安全を第一とした活動を行ってまいります。新型コロナウイルスの感染拡大は地域経済へ大きな影響を与えておりますが、十店会の基本にある「事業者の方々との「コミュニティ」の創設」「会員相互の信頼関係の構築」を重視し、新しい交流の形を検討してまいります。

重い病気や障がいを持った子どもたちを支援

けんしんは福島県信用組合協会を通じて、毎年「しんくみピーターパンカード」(信用組合の社会貢献クレジットカード)寄付金とチャリティ募金で、重い病気や障がいをもった子どもたちを支援し続けています。「しんくみピーターパンカード」は信用組合業界のクレジットカードとして(株)オリエントコーポレーションが発行し、そのカード利用代金決済を全国の信用組合で行っているものです。

ピーターパンカードの利用代金の0.3%と福島県信用組合役職員からのチャリティ募金をあわせて、地域の子どものための諸施設に社会貢献活動の一環として寄付をしています。



けんしんヤング十店会

「けんしんヤング十店会」とは・・・

地元企業の後継者及び若手経営者等による組織で、会員相互の研修の場として、後継者育成と地域の活性化を図ることを目的とした「ヤング十店会」を平成27年9月に設立しました。

けんしんヤング十店会の会員は「けんしん十店会」に加入している法人及び個人事業者の後継者または若手経営者とし、各店の十店会の下部組織として所属しています。会員は原則として50歳未満を対象としています。令和3年度末現在、会員数は93名です。

けんしんヤング十店会の現況

新型コロナウイルス感染拡大などを受け、活動の自粛をせざるを得ない状況の中で、令和3年12月28日にけんしんヤング十店会はホームページを開設しました。 <https://kenshinyoung10.com>

けんしんヤング十店会の紹介の他、活動状況などを紹介しています。ホームページから新規の会員の募集も行っております。また、一部会員事業者の情報やメッセージ、地図などの紹介記事を掲載しております。会員の方のホームページとも繋がり、ビジネスマッチングのツールとしての活用を今後は目指していきます。

令和3年度は、オンラインでの講演会を2回開催しました。新型コロナウイルス感染拡大の中、新しい活動を模索し、YouTubeへの講演動画のアップロードでの講演会となりました。開設したホームページを活用し、QRコードでのサイト誘導やアンケートの回答を行いました。



地域の皆様とのふれあい「イベント」事業

けんしんは例年、各店毎に「けんしん商店街イベント」を開催しています。

地元商店の皆さまなどに呼びかけ、模擬店舗を開き商品展示・即売など皆様楽しんでいただきながら、ふれあいの場・情報交換の場を提供しています。また、会場に特設のステージを設けて各種催しを行っています。地域の太鼓保存会やダンス愛好会などの文化活動の発表の場としても活用いただいています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染を避けるため、予定していた「けんしん商店街イベント」はやむなく開催を見送ることとなりました。

また、現在においても、「けんしん商店街イベント」のような人が集まる催しを行うことが難しい状況になっています。

今後は地域の皆様の安全を第一に考え、「イベント」事業の開催を検討してまいります。1日も早く、「イベント」などの催しを通じて、地域の皆様の笑顔に触れられる日が来ることを願っています。



また、本店営業部は平成8年から「みどりの街づくり運動」を実施しています。毎年営業地区の家庭に苗木(枝垂桜・紅梅・花水木など)を植えています。また、初夏には朝顔を育苗し市内の家庭に届けています。この運動は全国的に評価され「全国信用組合表彰式」(平成12年10月20日開催)で「しんくみ運動社会貢献表彰」を受賞しました。

令和3年に続いて、令和4年4月・5月に予定していたみどりの街づくり運動も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送りました。

平成8年から24年間毎年実施しており、東日本大震災の後も時期を調整などして継続して行ってきたこの運動が実施できなかったことを、職員一同とても残念に思っています。1日も早く、地域の皆様に緑と笑顔を届けることができる日が来ることを、心待ちにしています。



苦情に対する措置・紛争解決のための措置等

＜当組合の苦情に対する措置＞

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けております。お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先 「お取引店舗」または「よろず相談室」にお願いいたします。

名称	よろず相談室
住所	〒963-8877 郡山市堂前町7-7
電話	024-922-7711
受付時間	9:00～17:00（土日・祝日および金融機関休業日を除く）

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受付けています。

（詳しくは、よろず相談室へご相談ください）

名称	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話	03-3567-2456
受付時間	9:00～17:00（土日・祝日および金融機関休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

＜紛争解決のための措置等の概要＞

仙台弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合よろず相談室またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、仙台市や東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	仙台弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
電話	022-223-1005	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249

なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご紹介ください。

保険商品の取扱いに係る申立については、下記仲裁センターへ申し出ることも可能です。

名称	生命保険相談所 一般社団法人生命保険協会	そんぽADRセンター 一般社団法人日本損害保険協会
電話	03-3286-2648	0570-022-808

新型コロナウイルスの対応

けんしんでは、新型コロナウイルス感染拡大に際し、信用組合の本旨である顧客事業所等への訪問が自粛される中で、取引先の事業所に対し、支援の為電話主体による影響のヒアリングを重ねました。

令和2年3月9日に福島県の新型コロナウイルス対応特別資金が開始となり、同年4月14日からけんしんでは新型コロナの影響に係る「条件変更手数料」の無料化を開始しました。同年5月1日からは「福島県新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)」が創設され、事前ヒアリング先へ広く同制度の案内を行い、想定を超える需要を受け積極的な対応を行いました。コロナウイルス対策特別資金のうち実質無利子型は令和3年5月31日の取扱い終了までに、1,436件17,082百万円の実行を行い、コロナ禍で資金繰りに苦慮されていたお客様に広く活用して頂きました。



コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)の取扱い終了後には、新型コロナウイルスの影響で売上が減少した中小法人・個人事業者を対象とした、経済産業省所管の給付金である「事業復活支援金」のご案内を全店で4,063先に行い、けんしんの口座を指定したお客様だけでも374件260百万円の実績となりました。「事業復活支援金」の申請は令和4年6月17日で終了となりましたが、今後もコロナ禍でお困りのお客様への情報提供や経営支援などに積極的に対応してまいります。

お客様の資金繰り対応の他、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職場内での感染予防対策の徹底として通常の清掃に加えて手の触れる箇所の消毒の徹底を行い、記帳台・ATMコーナー・窓口カウンターの3か所に消毒液を置き、利用促進を図りました。3つの「密」防止のため、定例の会議も規模を縮小し、外部との会議ではオンラインを活用したウェブ会議を行いました。各種会議などの開催に際してはアクリルボードでの仕切りを行い、できる限りの対策を実施しました。



詐欺被害防止に貢献

令和3年10月27日にけんしんコスモス通り支店の店頭で60代の女性が「還付金がある」と話し、詐欺と気付いた支店長と副支店長が連携して詐欺を食い止めました。

郡山警察署から、「市民の大切な財産を守った」として感謝状を頂きました。



貸借対照表	32	債務保証見返担保種類別残高	45
損益計算書	35	貸出金償却額	45
剰余金処分計算書	36	代理貸付残高の内訳	46
財務諸表の適正性、内部監査の有効性について経営責任に関する確認書	36	金融再生法に基づく債権及び同債権に対する保全額	46
監査の状況	36	その他項目	
主要な経営指標の推移	37	有価証券、金銭信託の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	47
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	37	有価証券種類別残存期間別残高	48
総資金利鞘等	38	有価証券種類別平均残高	48
業務粗利益及び業務純益等	38	商品有価証券種類別平均残高	49
受取利息および支払利息の増減	39	先物取引の時価情報	49
役務取引の状況	39	オプション取引の時価情報	49
その他業務収益の内訳	39	公共債引受額	49
経費の内訳	40	公共債窓販実績	49
総資産利益率	40	公共債ディーリング実績	49
職員1人当りの預金及び貸出金残高	40	内国為替取扱実績	49
1店舗当りの預金及び貸出金残高	41	外貨建資産残高	49
預貸率及び預証率	41	自己資本の充実の状況等	
オフ・バランス取引の状況	41	自己資本の構成に関する事項	50
預金項目		自己資本の充実度に関する事項	52
預金積金種目別平均残高	42	信用リスクに関する事項	53
金利区分別定期預金残高	42	信用リスク削減手法に関する事項	57
預金者別預金残高	42	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	58
財形貯蓄残高	42	証券化エクスポージャーに関する事項	58
貸出金項目		オペレーショナル・リスクに関する事項	58
貸出金種類別平均残高	43	出資エクスポージャーに関する事項	59
貸出金金利区分別残高	43	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	59
貸出金用途別残高	43	金利リスクに関する事項	59
貸出金業種別残高	44	自己資本調達手段の概要	60
消費者ローン・住宅ローン残高	44		
貸出金担保種類別残高	45		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
当組合は信託業務の取り扱いはありません。

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,398	1,651	預金・積金	196,609	192,198
預 け	68,979	63,297	当 座 預 金	412	398
有 価 証 券	6,443	7,463	普 通 預 金	60,812	59,882
国 債	—	—	貯 蓄 預 金	76	79
地 方 債	2,122	2,209	通 知 預 金	2	7
社 債	4,281	5,203	別 段 預 金	307	319
株 式	37	48	納 税 準 備 預 金	4	2
そ の 他 の 証 券	1	1	定 期 預 金	120,507	116,964
貸 出 金	126,525	126,490	定 期 積 金	14,484	14,544
割 引 手 形	424	515	借 用 金	700	700
手 形 貸 付	6,310	8,789	当 座 借 越	700	700
証 書 貸 付	116,551	114,238	そ の 他 負 債	510	560
当 座 貸 越	3,239	2,947	未 決 済 為 替 借	27	26
そ の 他 資 産	837	808	未 払 費 用	59	29
未 決 済 為 替 貸	7	9	給 付 補 填 備 金	11	10
全 信 組 連 出 資 金	300	300	未 払 法 人 税 等	14	26
前 払 費 用	4	4	前 受 収 益	73	75
未 収 収 益	160	159	払 戻 未 済 金	168	180
そ の 他 の 資 産	364	334	職 員 預 り 金	—	—
有 形 固 定 資 産	3,456	3,441	リ ー ス 債 務	73	148
建 物	1,281	1,225	資 産 除 去 債 務	8	8
土 地	1,970	1,970	そ の 他 の 負 債	73	53
リ ー ス 資 産	73	148	賞 与 引 当 金	20	19
建 設 仮 勘 定	26	7	退 職 給 付 引 当 金	71	70
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	103	88	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	162	161
無 形 固 定 資 産	31	29	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	18	1
ソ フ ト ウ エ ア	21	20	偶 発 損 失 引 当 金	1	1
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10	9	債 務 保 証	154	116
繰 延 税 金 資 産	327	349	負 債 の 部 合 計	198,249	193,829
債 務 保 証 見 返	154	116	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△1,776	△2,262	出 資 金	5,784	5,770
(うち個別貸倒引当金)	(△1,670)	(△2,141)	普 通 出 資 金	5,784	5,770
			利 益 剰 余 金	2,327	1,809
			利 益 準 備 金	1,494	1,512
			そ の 他 利 益 剰 余 金	833	297
			特 別 積 立 金	655	555
			当 期 未 処 分 剰 余 金	178	△257
			組 合 員 勘 定 計	8,111	7,580
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16	△25
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	16	△25
			純 資 産 の 部 合 計	8,128	7,554
資 産 の 部 合 計	206,377	201,384	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	206,377	201,384

貸借対照表の注記事項

- (1) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 30~50年 その他 5~15年
- (3) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法によるおります。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によるおります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (6) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の見込みに係る必要な修正を加えた予想損失額に基づき引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店が一次査定を実施し、自己査定委員会において二次査定を実施しております。二次査定が終了した後、監査部を中心とした三次査定者が査定についての検証を行ない、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- (7) 賞与引当金は、従業員の賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
① 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
年金資産の額 238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金との合計額 229,590百万円
差引額 8,987百万円
② 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和3年3月31日現在)
0.994%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金47百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- (9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- (12) 会計方針の変更
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。
なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。
- (13) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・貸倒引当金 2,262百万円
貸倒引当金の算出方法は、(6)に記載しております。
主な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
・繰延税金資産 349百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額並びに一時差異の損金算入時期によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(14) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
1. 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関しては、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、ポートフォリオ管理を行うと共に、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか顧客部並びに資産管理部により行われ、また、定期的に理事会へ報告を行っております。
2. 市場リスクの管理
i. 金利リスクの管理
当組合は、金利リスクに関しては、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
統合的リスク管理方針や市場リスク管理方針等によりリスク管理を明記し、必要に応じて理事会へ状況報告を行っております。
経理部では、月次処理で金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスクの内容を毎月経営陣へ報告しております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックをしております。
- ii. 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関しては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき管理しております。
- iii. 価格変動リスクの管理
当組合は、価格変動リスクに関しては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき管理し、運用部門である経理部は、稟議により有価証券種類別の運用枠やリスクリミットの承認を受け、その範囲で運用しております。
当組合で保有している株式は、業界関係等が主なものであります。
価格変動リスクについては、毎月経営陣へ報告いたしております。
- iv. 市場リスクに係る定量的情報
当組合では、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」の市場リスクを VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。
当組合の VaR は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」についてモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間2年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当組合の市場リスク量(損失額の推定値)は全体で1,400百万円です。
3. 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、流動性リスクに関しては、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程に基づき流動性リスクの管理を行っております。

(15) 金融商品の時価等に関する事項

- 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	63,297	63,364	67
(2) 有価証券			
その他有価証券	7,413	7,413	—
(3) 貸出金(*1)	126,490	124,926	
貸倒引当金(*2)	△2,262		
	124,228	124,926	698
金融資産計	194,939	195,705	765
(1) 預金積金(*1)	192,198	192,242	44
(2) 借入金(*1)	700	700	—
金融負債計	192,898	192,942	44

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(16)に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額。

② ①以外については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1)預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金及び定期積金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	2
組合出資金(*2)	301
合計	303

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(16)有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下(27)まで同様であります。

売買目的に区分した有価証券はありません。

満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

その他有価証券うち時価のあるものについては、時価評価を行っております。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】(単位:百万円)

	貸借対照表計上額		取得原価	差額
	上額	価		
地方債	2,111	2,101		10
社債	3,040	3,030		10
株式	46	26		19
小計	5,198	5,158		39

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】(単位:百万円)

	貸借対照表計上額		取得原価	差額
	上額	価		
地方債	98	100		△1
社債	2,163	2,237		△74
小計	2,261	2,337		△75
合計	7,459	7,495		△35

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(17)当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
15百万円	6百万円	一百万円

(18)その他有価証券のうち満期のあるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位:百万円)

	1年超		5年超	
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
地方債	—	503	1,706	—
社債	—	1,816	918	2,469
合計	—	2,319	2,625	2,469

(19)債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,411百万円、危険債権額は2,107百万円であり、

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者の対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻に陥っている状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

(20)債権のうち三月以上延滞債権額は33百万円であり、

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(21)債権のうち貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(22)破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、5,552百万円であり、

なお、(19)～(22)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(23)表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

(24)手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は515百万円であり、

(25)当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,361百万円であり、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(26)有形固定資産の減価償却累計額は、2,705百万円であり、

(27)理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は190百万円であり、

(28)繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	362百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	19
その他有価証券評価差額金	20
その他	248
繰延税金資産小計	651
評価性引当額	290
繰延税金資産合計	360
繰延税金負債	
建物(減価償却資産)	0
その他有価証券評価差額金	10
繰延税金負債合計	11
繰延税金資産の純額	349百万円

(29)担保提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	13,000百万円
担保資産に対応する債務	預金	15,791百万円

上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金15,060百万円を担保として提供しております。

(30)出資1口当たりの純資産額は、1,309円9銭であります。

損益計算書

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
経常収益	2,722,955	2,587,858
資金運用収益	2,417,452	2,332,867
貸出金利息	2,303,797	2,217,318
預け金利息	86,215	87,047
有価証券利息配当金	17,538	18,387
その他の受入利息	9,901	10,113
役務取引等収益	233,946	172,800
その他業務収益	40,410	38,773
その他経常収益	31,145	43,417
償却債権取立益	894	6,136
株式等売却益	6,862	6,716
その他の経常収益	23,388	30,564
経常費用	2,593,508	3,009,352
資金調達費用	74,731	45,130
預金利息	68,414	40,043
給付補填備金繰入額	6,281	5,087
借入金利息	—	—
その他の支払利息	35	—
役務取引等費用	378,998	358,139
その他業務費用	3,428	2,773
経費	1,988,418	1,958,231
人件費	1,186,134	1,196,062
物件費	765,172	690,733
税	37,111	71,435
その他経常費用	147,931	645,077
貸倒引当金繰入額	100,638	581,064
貸出金償却	3,589	15,427
その他の経常費用	43,703	48,585
経常利益	129,446	△421,494
特別利益	21,519	8
固定資産処分益	32	8
その他の特別利益	21,486	—
特別損失	490	16,572
固定資産処分損失	490	16,572
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	150,475	△438,057
法人税、住民税及び事業税	16,913	28,336
法人税等調整額	17,399	△6,551
当期純利益	116,163	△459,842
繰越金(当期首残高)	62,154	52,425
経営安定積立金取崩額	—	150,000
当期未処分剰余金	178,317	△257,416

(損益計算書の注記事項) (1)出資1口当たりの当期純損失額は、79円26銭であります。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	178,317	△257,416
特別積立金取崩額	—	380,000
剰余金処分額	125,892	69,943
利益準備金	18,000	12,000
出資に対する配当金	57,892	57,943
	(年1.0%の割合)	(年1.0%の割合)
経営安定積立金	50,000	—
繰越金(当期末残高)	52,425	52,639

財務諸表の適正性、内部監査の有効性について経営者責任に関する確認書

確認書

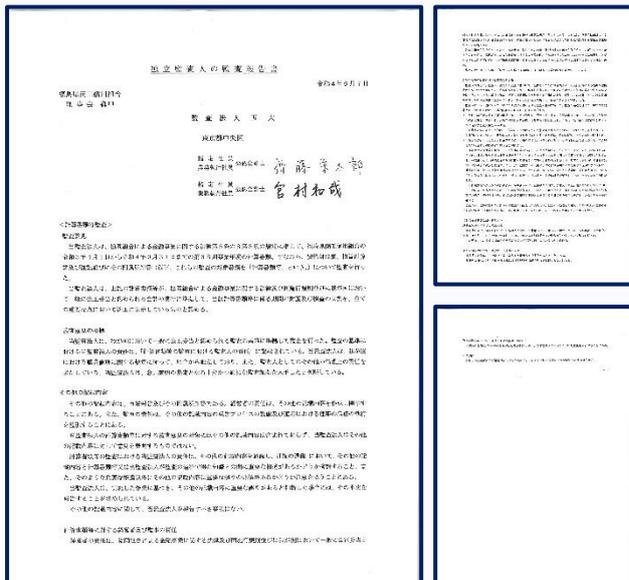
私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年5月26日
福島県商工信用組合

理事長 須佐 喜夫

監査の状況

監査法人の監査報告書



監事の監査報告書



当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人五大」の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	2,838	2,875	2,837	2,722	2,587
経常利益(損失)	△408	163	176	129	△421
当期純利益(損失)	△438	130	135	116	△459
預金積金残高	191,480	196,937	191,232	196,609	192,198
貸出金残高	125,670	127,852	126,683	126,525	126,490
有価証券残高	9,982	7,126	6,468	6,443	7,463
総資産額	200,623	206,159	200,465	206,377	201,384
純資産額	7,929	8,060	8,078	8,128	7,554
自己資本比率(単体)	9.20	9.00	9.09	9.62	9.46
出資総額	5,801	5,823	5,790	5,784	5,770
出資総口数	5,801,010	5,823,304	5,790,406	5,784,278	5,770,927
出資に対する配当金	57	58	58	57	57
職員数	230	211	190	191	202

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和2年度	207,458	2,417,452	1.16
	令和3年度	205,908	2,332,867	1.13
うち 貸出金	令和2年度	125,166	2,303,797	1.84
	令和3年度	125,685	2,217,318	1.76
" 預け金	令和2年度	75,552	86,215	0.11
	令和3年度	73,279	87,047	0.11
" 有価証券	令和2年度	6,440	17,538	0.27
	令和3年度	6,644	18,387	0.27
資金調達勘定	令和2年度	204,240	74,731	0.03
	令和3年度	202,486	45,130	0.02
うち 預金積金	令和2年度	203,537	74,695	0.03
	令和3年度	201,786	45,130	0.02
" 譲渡性預金	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
" 借入金	令和2年度	615	—	0.00
	令和3年度	700	—	0.00

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度 1,418 百万円、令和3年度 1,407 百万円)を控除して表示しています。

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回 (A)	1.16	1.13
資金調達原価率 (B)	1.00	0.98
総資金利鞘 (A-B)	0.16	0.15

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円、%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	2,342,721	2,287,736
資金運用収益	2,417,452	2,332,867
資金調達費用	74,731	45,130
役務取引等収支	△145,052	△185,338
役務取引等収益	233,946	172,800
役務取引等費用	378,998	358,139
その他の業務収支	36,981	35,999
その他業務収益	40,410	38,773
その他業務費用	3,428	2,773
業務粗利益	2,234,650	2,138,397
業務粗利益率	1.07	1.03
業務純益	245,728	174,175
実質業務純益	254,998	188,874
コア業務純益	254,998	188,874
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	254,998	188,874

(注)1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定計平均残高×100

2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	対前期増減	金額	対前期増減
受取利息	2,417,452	△60,192	2,332,867	△84,585
支払利息	74,731	△29,885	45,130	△29,600

役務取引の状況

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度	
	役務取引等収益	233,946		172,800
受入為替手数料	61,934		52,263	
その他の受入手数料	171,952		120,462	
その他の役務取引等収益	59		74	
役務取引等費用	378,998		358,139	
支払為替手数料	34,569		26,655	
その他の支払手数料	312		313	
その他の役務取引等費用	344,117		331,170	

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度	
	外国通貨売買益	—		—
国債等債券売却益	—		—	
国債等債券償還益	—		—	
その他の業務収益	40,410		38,773	
その他業務収益合計	40,410		38,773	

経費の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
人件費	1,186,134	1,196,062
報酬給与手当	953,592	962,058
賞与引当金繰入額	3,611	△1,266
退職給付費用	69,801	51,868
社会保険料等	159,128	183,402
物件費	765,172	690,733
事務費	316,701	265,866
固定資産費	169,910	151,327
事業費	47,755	34,882
人事厚生費	25,978	26,028
預金保険料	62,945	60,446
有形固定資産償却	138,280	145,604
無形固定資産償却	3,601	6,577
税金	37,111	71,435
経費合計	1,988,418	1,958,231

総資産利益率

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.06	△0.19
総資産当期純利益率	0.05	△0.21

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
職員1人当りの預金残高	1,029	951
職員1人当りの貸出金残高	662	626

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
1店舗当りの預金残高	12,288	12,012
1店舗当りの貸出金残高	7,907	7,905

預貸率及び預証率

(単位:%)

		令和2年度	令和3年度
預貸率	期中平均	61.49	62.28
	期 末	64.35	65.81
預証率	期中平均	3.16	3.29
	期 末	3.27	3.88

(注)預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

オフ・バランス取引の状況

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
債務保証見返	154	116

<預金項目>

預金積金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	65,286	32.0	66,032	32.7
定期性預金	138,251	67.9	135,754	67.2
譲渡性預金その他	—	-	—	-
合計	203,537	100.0	201,786	100.0

金利区分別定期預金残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	119,140	98.8	115,732	98.9
変動金利定期預金	—	—	—	—
その他区分による定期預金	1,366	1.1	1,231	1.0
合計	120,507	100.0	116,964	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	127,783	64.9	126,500	65.8
法人	68,826	35.0	65,698	34.1
一般法人等	46,092	23.4	44,089	22.9
金融機関	1	0.0	4	0.0
公金	22,732	11.5	21,604	11.2
合計	196,609	100.0	192,198	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
財形貯蓄残高	865	854

<貸出金項目>

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	416	0.3	430	0.3
手形貸付	7,335	5.8	6,415	5.1
証書貸付	114,196	91.2	116,018	92.3
当座貸越	3,218	2.5	2,821	2.2
合計	125,166	100.0	125,685	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	68,242	53.9	68,027	53.7
変動金利貸出	58,282	46.0	58,463	46.2
合計	126,525	100.0	126,490	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	67,081	53.0	68,029	53.7
設備資金	59,444	46.9	58,461	46.2
合計	126,525	100.0	126,490	100.0

(注)個人向け貸出金については、住宅資金は設備資金、消費・納税資金等は運転資金として表示しています。

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	5,423	4.2	5,200	4.1
農業、林業	677	0.5	610	0.4
漁業	46	0.0	44	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	14,715	11.6	14,315	11.3
電気・ガス・熱供給・水道業	95	0.0	76	0.0
情報通信業	559	0.4	577	0.4
運輸業、郵便業	5,827	4.5	5,946	4.7
卸売業・小売業	7,383	5.8	7,384	5.8
金融業・保険業	221	0.1	195	0.1
不動産業	15,044	11.8	14,849	11.7
物品賃貸業	348	0.2	305	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	1,103	0.8	1,169	0.9
宿泊業	1,949	1.5	1,890	1.4
飲食業	1,538	1.2	1,601	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	2,087	1.6	1,827	1.4
教育、学習支援業	446	0.3	458	0.3
医療、福祉	1,674	1.3	1,650	1.3
その他のサービス	6,582	5.2	6,218	4.9
その他の産業	848	0.6	952	0.7
小計	66,574	52.6	65,276	51.6
国・地方公共団体等	16,674	13.1	19,349	15.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	43,277	34.2	41,864	33.0
合計	126,525	100.0	126,490	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
消費者ローン	6,408	6,088
住宅ローン	29,862	29,003

貸出金担保種類別残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当信用組合預金積金	857	0.6	1,147	0.9
有価証券	—	—	—	—
動産	53	0.0	42	0.0
不動産	64,964	51.3	62,567	49.4
その他	419	0.3	501	0.3
小計	66,294	52.4	64,258	50.8
信用保証協会・信用保険	29,761	23.5	29,762	23.5
保証	472	0.3	387	0.3
信用	29,996	23.7	32,082	25.3
合計	126,525	100.0	126,490	100.0

債務保証見返担保種類別残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当信用組合預金積金	3	2.2	0	0.6
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	20	13.2	28	24.2
その他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	130	84.5	87	75.0
信用	—	—	—	—
合計	154	100.0	116	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却	3	15

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
全国信用協同組合連合会	0	—
株式会社商工組合中央金庫	121	82
株式会社日本政策金融公庫	28	24
独立行政法人住宅金融支援機構	398	354
独立行政法人福祉医療機構	3	2
合計	552	464

金融再生法に基づく債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和2年度	2,688	1,133	1,554	100.00
	令和3年度	3,411	1,425	1,985	100.00
危険債権	令和2年度	2,685	1,330	115	53.84
	令和3年度	2,107	1,130	155	61.01
要管理債権	令和2年度	17	15	1	100.00
	令和3年度	33	19	6	79.76
三月以上 延滞債権	令和2年度	17	15	1	100.00
	令和3年度	33	19	6	79.76
貸出条件 緩和債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
不良債権計	令和2年度	5,391	2,480	1,671	77.00
	令和3年度	5,552	2,576	2,148	85.07
正常債権	令和2年度	121,440			
	令和3年度	121,225			
合計	令和2年度	126,831			
	令和3年度	126,778			

1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等(B)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

<その他項目>

有価証券、金銭信託の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

		取得価額 または契約価額	時価	評価損益
有価証券	令和2年度	6,381	6,404	22
	令和3年度	7,495	7,459	△35
金銭の信託	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
デリバティブ商品	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、非上場株式(令和2年度37百万円、令和3年度2百万円)、及びその他の有価証券(令和2年度1百万円、令和3年度1百万円)があります。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

	年度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	令和3年度	—	—	—	—
地方債	令和2年度	—	505	1,617	—
	令和3年度	—	503	1,706	—
短期社債	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
社債	令和2年度	—	1,025	1,730	1,526
	令和3年度	—	1,816	918	2,469
外国証券	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
その他の証券	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
合計	令和2年度	—	1,530	3,348	1,526
	令和3年度	—	2,319	2,625	2,469

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	—	—
地方債	2,101	32.6	2,135	32.1
短期社債	—	—	—	—
社債	4,292	66.6	4,471	67.3
株式	44	0.6	35	0.5
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	1	0.0	1	0.0
合計	6,440	100.0	6,644	100.0

商品有価証券種類別平均残高

該当事項はありません。

先物取引の時価情報

該当事項はありません。

オプション取引の時価情報

該当事項はありません。

公共債引受額

該当事項はありません。

公共債窓販実績

該当事項はありません。

公共債ディーリング実績

該当事項はありません。

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	86,794	105,945	90,865	107,778
	他の金融機関から	141,213	95,188	136,635	88,986
代金取立	他の金融機関向け	334	636	257	598
	他の金融機関から	183	197	155	179

外貨建資産残高

該当事項はありません。

＜自己資本の充実の状況等＞

1. 自己資本の構成に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てている以外のものは、地域の皆様による普通出資金によります。また、当組合では優先出資の取扱いはありません。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、現在の当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回る水準にあり、経営の健全性・安全性を十分に確保しております。

尚、今後の自己資本の充実策については、収益からの内部留保の積み上げを目指しております。

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	8,053	7,522
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,784	5,770
うち、利益剰余金の額	2,327	1,809
うち、外部流出予定額(△)	57	57
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	107	122
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	107	122
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,161	7,645
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	23	21
うち、のれんに関するものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23	21
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	8,138	7,624
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計	79,551	75,658
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,986	4,868
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	84,537	80,527
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.62%	9.46%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	79,551	3,182	75,658	3,026
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	79,551	3,182	75,658	3,026
(i)ソブリン向け	141	5	241	9
(ii)金融機関向け	13,795	551	12,659	506
(iii)法人等向け	12,539	501	11,622	464
(iv)中小企業等・個人向け	31,399	1,255	30,325	1,213
(v)抵当権付住宅ローン	7,793	311	7,445	297
(vi)不動産取得等事業向け	4,515	180	4,574	182
(vii)三月以上延滞等	2,728	109	2,178	87
(viii)信用保証協会等による保証	604	24	632	25
(viii)出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x)他の金融機関等の対象資本等調達手段うち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xi)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	300	12	300	12
(xii)その他	5,732	229	5,677	227
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトの見直し計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—

⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	4,986	199	4,868	194
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	84,537	3,381	80,527	3,221

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には出資金・取立未済手形・その他の資産等が該当しております。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスクの管理の方針および手続の概要

融資は、特定の業種や取引先に偏らない小口多数を基本にしています。貸出先全体のなかで1億円未満の貸出先数の占める割合は98.0%、貸出金残高で1億円未満の貸出の占める割合は61.5%となっております。また融資研修を実施して人材教育に努めております。資産査定は「自己査定委員会」が相互牽制機能を発揮して厳格に実施しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に適格格付機関を使用する場合は、以下を採用します。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行ないません。

ムーディーズ、スタンダード＆プアーズ(S&P)、フィッチレーティングス、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜種類別及び残存期間別＞

(単位:百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	5,568	5,340	5,568	5,340	—	—	26	26
農業、林業	913	874	913	874	—	—	—	—
漁業	46	44	46	44	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	16,005	15,598	16,005	15,598	—	—	666	543
電気・ガス・熱供給・水道業	1,940	1,911	119	97	1,821	1,813	7	0
情報通信業	559	577	559	577	—	—	2	2
運輸業、郵便業	6,031	6,118	6,031	6,118	—	—	—	19
卸売業、小売業	7,907	7,890	7,907	7,890	—	—	102	160
金融業、保険業	272	239	272	239	—	—	20	20
不動産業	15,852	15,606	15,852	15,606	—	—	1,129	1,214
物品賃貸業	348	305	348	305	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,317	1,472	1,317	1,472	—	—	4	3
宿泊業	1,949	1,890	1,949	1,890	—	—	478	537
飲食業	2,005	2,036	2,005	2,036	—	—	90	93
生活関連サービス業、娯楽業	2,557	2,295	2,557	2,295	—	—	66	24
教育、学習支援業	446	458	446	458	—	—	—	—
医療、福祉	1,677	1,652	1,677	1,652	—	—	—	—
その他のサービス	7,452	7,088	7,452	7,088	—	—	366	339
その他の産業	849	952	849	952	—	—	65	65
国・地方公共団体等	21,237	25,008	16,677	19,353	4,560	5,654	—	—
個人	38,224	36,793	38,224	36,793	—	—	702	726
その他	74,969	69,524	—	—	—	—	—	—
業種別合計	208,131	203,682	126,780	126,689	6,381	7,468	3,730	3,778

エクスポージャー 区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ以外のオフ・バ ランス取引		債券	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1年以下	10,270	12,667	10,270	12,677	—	—
1年超3年以下	8,763	7,932	7,741	6,918	1,021	1,013
3年超5年以下	11,711	12,515	11,209	11,214	501	1,301
5年超7年以下	13,131	13,686	11,331	11,169	1,800	2,516
7年超10年以下	33,155	31,242	31,636	31,142	1,518	100
10年超	52,885	53,162	51,345	50,625	1,539	2,537
貸出金に関する期間の定めのないもの	3,244	2,952	3,244	2,952	—	—
その他	74,969	69,524	—	—	—	—
残存期間別合計	208,131	203,682	126,780	126,689	6,381	7,468

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャー、残存期間の判定困難なエクスポージャーであります。具体的には現金・取立未済手形・出資金・有形固定資産等が含まれております。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び増減額

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	106	9	121	14
個別貸倒引当金	1,670	31	2,141	471
合計	1,776	40	2,262	485

(5) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度
製造業	13	12	12	13	—	—	13	12	12	13	—	—
農業、林業	1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	194	256	256	274	36	40	157	216	256	274	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	5	—	—	5	5	—	5	—	—	1
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
卸売業、小売業	80	62	62	152	17	4	63	57	62	152	0	5
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	310	200	202	568	32	—	278	200	202	568	2	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	22	22	42	—	—	2	22	22	42	—	—
宿泊業	388	388	388	402	—	—	388	388	388	402	—	—
飲食業	7	2	2	6	—	—	7	2	2	6	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	27	25	25	—	—	25	27	—	25	—	—	5
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	156	224	224	227	—	6	156	218	224	227	—	—
その他の産業	59	59	59	61	—	—	59	59	59	61	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	391	408	406	387	23	11	368	396	406	387	0	1
合計	1,639	1,670	1,670	2,141	109	95	1,530	1,574	1,670	2,141	3	15

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	39,334	—	42,101
10%	—	7,509	—	8,792
20%	—	69,044	—	63,366
35%	—	22,284	—	21,294
50%	—	3,581	—	4,072
75%	—	42,438	—	41,186
100%	—	22,083	—	21,411
150%	—	1,527	—	1,107
250%	—	327	—	349
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	208,131	—	203,682

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を出来得る限り軽減するために、取引先によっては、不動産担保や保証会社保証・信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、第一義的には、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、「重要事項のご案内」によりお客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、自組合の預金積金があり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資事務規程」や「担保評価基準書」等により、適切な事務取扱と適正な評価管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める「融資事務規程」等に則り適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	807	1,096	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	344	478	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	414	573	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	16	14	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	0	—	—	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段うち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑪ その他	32	30	—	—	—	—

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引および長期決済期間取引について取扱を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引について取扱を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

事務リスクについては、正確かつ効率的な事務処理を行うために、事務の機械化や集中化をすすめております。債権書類集中センターによる牽制機能の確保、内部監査の際に事務指導を徹底するなどして事務リスクを極小化し、信頼性の向上に努めております。

一方、システムリスクについては、取引先の情報を保護しシステムの安定稼働に努めております。

万一、予期せぬ緊急事態が発生した場合は、危機管理計画に基づき、影響を最小化し早期回復を図るよう努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 出資エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等については、当組合が定めた「市場リスク管理規程」や「有価証券種類別運用枠・リスクリミット」等により時価評価および最大予想損失額によりリスクを計測把握し、定められたリスク限度額内での運用を行います。

非上場株式、全信組連出資金等については、自己査定時に財務諸表等から適正に評価し、経営陣への報告を行いリスク管理に努めております。

なお、会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っております。

(2) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	337	—	348	19
合計	337	—	348	19

(3) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

該当ありませんので省略いたします。

(4) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	6	6
売却損	—	—
償却	—	—

(5) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	22	△35

(6) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありませんので省略いたします。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありませんので省略いたします。

10. 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・ 計測手法

当組合は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて、銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)を算出しております。△EVE が正となる通貨のみを単純合算しております。

・ 金利感応資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利感応度を有する資産・負債

・ 測定頻度 毎月

・ 割引金利に与える金利ショック値 リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同様。

・ コア預金 対象 流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

流動性預金全般に占める割合 残高の47.01%

金利改定の満期 平均1.175年(最長2.5年)

コア預金の考慮については金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

・ 固定金利貸出の期限前返済 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

・ 定期預金の早期解約 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

・ 固定金利コミットメントライン 考慮しておりません。

- IRRBB 関連以外の金利リスクを計測する際の金利ショックは、99パーセンタイル値を用いて算出しています。

- 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	4,183	4,438	144	84
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	3,111	3,477		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	339	285		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	4,183	4,438	144	84
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	8,138		7,624	

「△EVE」とは、「IRRBB」(バーゼル委員会により定められた手法による銀行勘定の金利リスク)のうち経済価値ベースとして計測されるもので、金利変動シナリオにおける金利ショックに対する経済的価値の減少額をいいます。

「△NII」とは、「IRRBB」のうち期間収益ベースとして計測されるもので、金利変動シナリオ(「上方パラレルシフト」「下方パラレルシフト」の2シナリオ)における金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益減少額をいいます。

11. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。優先出資や劣後ローンによる自己資本調達はありませぬ。

発行主体	福島県商工信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	5,770百万円

主な手数料

為替(国内)

(単位:円・消費税10%を含む)

				料金	
振込	当信用組合の本支店宛	3万円未満	1件	330	
		3万円以上	1件	550	
	当信用組合の同一店内	3万円未満	1件	330	
		3万円以上	1件	550	
	家賃地代専用入金帳 による振込	当信用組合同一店内	1件	110	
		当信用組合本支店宛	1件	220	
	他行宛	電信扱	3万円未満	1件	660
			3万円以上	1件	880
文書扱		3万円未満	1件	660	
		3万円以上	1件	880	
振込 (ATM利用)	当信用組合の本支店宛	3万円未満	1件	110	
		3万円以上	1件	330	
	当信用組合の同一店内	3万円未満	1件	無料	
		3万円以上	1件	無料	
	他行宛	3万円未満	1件	440	
		3万円以上	1件	660	
代金取立	他行宛	普通	1件	660	
		至急	1件	880	
その他	当信用組合の本支店 宛および他行宛	送金・振込組戻料	1件	660	
		取立手形組戻料	1通	660	
		取立手形店頭呈示料	1通	660	
		不渡手形返却料	1通	660	
		その他特殊扱等手数料		実費	
	同一地域内(当所)取立手形組戻料	1通	660		
同一地域内(当所)不渡手形返却料		無料			

為替(外国)

(単位:円・消費税10%を含む)

				料金
外国送金	電信送金のみ	送金手数料	1件	7,500
		円取引手数料	1件	
				送金金額の0.05%相当額(最低2,500円)

融資

(単位:円・消費税10%を含む)

			料金
融資関係取扱手数料	1,000万円未満	1件	11,000
	1,000万円以上	1件	33,000
融資取扱枠設定手数料	1,000万円未満	1件	11,000
	1,000万円以上	1件	33,000
不動産担保取扱手数料	(根)抵当権設定契約	1件	33,000
	営業区域外担保	加算	11,000
	設定内容変更	1件	11,000
条件変更手数料		1件	33,000
繰上完済手数料(完済時の元本が100万円以上の場合)		1件	返済額の2.00%(消費税抜・千円未満切捨) (繰上完済の特約がないものは5,500円)
繰上償還手数料(内入金額が約定返済金額の6ヶ月分超の場合)		1件	内入額の1.00%(消費税抜・千円未満切捨) (期限前繰上償還の特約がないものは5,500円)
商業手形取扱手数料		1銘柄毎	1,430
融資見込証明書発行手数料	証明額5千万円未満	1通	5,500
	証明額5千万円以上	1通	11,000
住宅ローン取扱手数料(新規取扱時)		1件	申込金額の1.00% (消費税抜・千円未満切捨)
アパート等融資取扱手数料(新規取扱時)		1件	申込金額の1.00% (消費税抜・千円未満切捨)
当座貸越開設・更新手数料(預金担保を除く)		1件	融資取扱枠設定・更新手数料による

その他

(単位:円・消費税10%を含む)

			料金	
CD(現金自動支払機) ATM(現金自動預払機) 利用手数料	当信用組合のカード (ご利用1回につき)	平日	無料	
		土曜	無料	
		日祝日	無料	
	提携他行カード (ご利用1回につき)	平日	18時まで	110
			18時以降	220
		土曜	14時まで	110
			14時以降	220
日祝日		220		
当信用組合のカードを提携金融機関のCD・ATMでご利用の場合、提携金融機関所定の手数料がかかります。福島県内4信用組合間でのATM利用手数料は 無料 になります。				
手形用紙・小切手用紙交付料	小切手帳発行手数料	1冊	1,320	
	約束手形発行手数料	1冊	1,760	
	自己宛小切手発行手数料	1枚	無料	
	手形・小切手署名鑑登録手数料	登録時	5,500	
残高証明書発行手数料	都度発行	1通	440	
	英文による発行	1通	1,100	
	監査法人用	1通	3,300	
	当組合所定外	1通	1,100	

			料金
取引履歴発行手数料	1年以内	1通	550
	1年増すごとに追加	1通	550
利息証明書発行手数料		1通	440
再発行手数料	証書再発行手数料	1件	1,100
	通帳再発行手数料	1件	1,100
	紛失によるキャッシュカード再発行手数料	1件	1,100
	紛失によるローンカード再発行手数料	1件	1,100
両替手数料	1枚～100枚		無料
	101枚～300枚		110
	301枚～500枚		220
	501枚～1,000枚		330
	1,001枚以上		660
	1,001枚以上は500枚を超える毎に330円を加算します。 硬貨による入金につきましても上記手数料をいただきます。		
通帳・証書紛失解約手数料			550
法人カード発行手数料			550
口座振替手数料は、振替契約所定の手数料		契約書に明記	
貯蓄預金(I型)支払超過手数料			110
未利用口座管理手数料	①令和2年6月1日以降開設された普通預金口座であること。 ②最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しの利用がないこと。 (普通預金利息入金や未利用口座管理手数料の引落は除きます。) ③当該普通預金口座の残高が1万円未満であること。 ④総合口座の場合、定期預金のお取引がないこと。 ⑤定期預金の利息受取口座に指定されていないこと。 ⑥お借入れがないこと。 ①～⑥のすべてに該当する普通預金口座に対して年間1,320円の口座管理手数料をいただきます。		

けんしんの「人を育てる」取組み

・職場体験学習・インターンシップの受け入れ

けんしんでは、中学生と高校生を対象とした職場体験学習や大学生などのインターンシップを積極的に受け入れています。参加者には金融機関の営業活動を体験して頂こうと、営業店での現場研修をメインとして、職業に対する視野を広める手助けをしています。

令和3年度は、職場体験学習(中学生・高校2年生対象)は新型コロナウイルス感染拡大を懸念し年間3名のみの実施でしたが、インターンシップ(高校3年生・大学生対象)については年間で29名の学生を受け入れました。

・職業教育に係る事業連携

けんしんでは、平成28年よりケイセンビジネス公務員カレッジで「職業実践課程ビジネスマナー講座」の講義を行っています。令和3年度は12月7日にリモートで行い約40名が受講しました。

また、福島県の若年者生活基盤支援事業である「社会人講話、職業講話」において2つの県立高校において社会人講師として講話を行いました。



営業のご案内

預金

種類	期間など	金額	しくみと特色	
総合口座	随時	1円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金(スーパー定期・期日指定)をセット。当座貸越(担保預金の90%、最高500万円まで自動ご融資)で口座振替も一層便利。	
普通預金	随時	1円以上	出し入れ自由で暮らしのおサイフ代わりに。給与振込や公共料金お支払いなどわずらわしさを一手に引き受けます。	
無利息型普通預金(決済用預金)	随時	1円以上	出し入れ自由で暮らしのおサイフ代わりに。お利息はつきませんが、預金保険制度の全額保護の対象となります。	
貯蓄預金	随時	1円以上	残高(ご指定の基準残高)に応じて金利が変動。普通預金に比べて高利回りで、資金を有利に運用できます。	
当座預金	随時	1円以上	商取引代金お支払いに便利で安全な小切手・手形のためのご預金。	
通知預金	据置7日以上	1万円以上	まとまった資金の短期運用に大変便利。お引き出しは2日前までにご連絡ください。	
納税準備預金	納税時引出	1円以上	納税のためのご預金。税金が楽に納められお利息も普通預金より高く、そのうえ非課税ですからお得です(目的外お支払を除きます)。	
定期預金	スーパー定期預金	1ヵ月以上 5年以内	1万円以上	お預け入れの時の利率は満期日までは変わりません。自由金利のメリットを生かせます。
	大口定期預金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上	安全確実で大きく増やす運用プラン。自由金利でお得な利回り。
	期日指定定期預金	1年以上 3年以内	1万円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利でお得な預金。1年経過後は1ヵ月以上前に期日を指定して自由に払い出しできます。
	年金定期預金	1年	1,200万円まで	けんしんに年金振込指定口座を持つ方だけの特別金利定期預金。
財形預金	一般:3年以上 住宅・年金: 5年以上	1,000円以上	給与からの天引きにより、計画的な財産形成を支援します。目的に応じて「一般」・「住宅」・「年金」の3種類があり、「年金」「住宅」には一定の非課税制度をご利用いただけます。(事業主との契約が必要です。)	
定期積金	1年以上 5年以内	1,000円以上	目標の実現や、イザというときの備えに最適。安心確実な財産の基礎づくりに。	

貸出(個人向け)

種類	資金用途	金額	期間	担保・保証人等
住宅ローン	住宅の購入・新築・建替え・中古住宅の購入・底地購入・付帯設備の資金	10万円以上 1億円以内	35年以内	融資対象物件第1位抵当権(住宅金融支援機構の後順位を含む)、 家族の保証、 借地上の建物および必要により 第三者の保証(団信付あり)
無担保型 住宅借換ローン	住宅ローンの借換・ 諸費用を含む	50万円以上 1,000万円以内	20年以内	保証会社の保証
無担保型住宅借換 担保不足型ローン	住宅ローンで、担保 価値を超過する部分	10万円以上 500万円以内	15年以内	保証会社の保証
無担保型 リフォームローン	住宅増改築、バリア フリー工事、介護機 器購入、他社ローン 借換	10万円以上 1,000万円以内 (自営業者は 700万円以内)	20年以内	保証会社の保証
学資ローン “出世払い”	大学等の受験、その 他教育に関する資金 在学期間元本据置	入学金、授業料に 係る限度額は学部 により設定	在学期間 +10年以内	家族の保証。必要により第三者 保証人・不動産担保
無利息年金先取 ローン (年金振込契約者のみ)	資金用途自由	年金振込額1回 分を事前にご融 資	次回年金 振込日まで	不要
けんしん 新ポケットローン 1、2、3	資金用途自由 事業性・旧債務返 済資金も可	10万円以上 300万円以内	7年以内	保証会社の保証
新にこにこローン	資金用途自由 事業性・とりまとめ は不可	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社の保証
新ライフローン 「かします」	資金用途自由 事業性・他社借入 の借換可	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社の保証
ニコス マイカーローン	車両・バイク等の購入 既存車両ローン一 本化も可	10万円以上 500万円以内	7年以内	保証会社の保証
ニコス 教育ローン	教育資金 入学金・下宿等の 初期費用 在学期間元本据置可	10万円以上 500万円以内	在学期間 +7年以内	保証会社の保証
ニコス リフォームローン	住宅リフォーム資金 家具購入も可 他社リフォームロー ン一本化も可	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社の保証
ニコス ハッピーローン	資金用途自由 用途証明資料必要	10万円以上 500万円以内	7年以内	保証会社の保証

種類	資金使途	金額	期間	担保・保証人等
セディナ マイカーローン	車両・バイク等の購入 免許取得・ガレージ 等も可	500万円以内	7年以内	保証会社の保証
マイカーローン “ゴールド”	車両・バイク等の購入 既存マイカーローンの 借換、車検費用 も可	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社の保証
マイカーローン “車楽”	車両・バイク等の購入 既存マイカーローンの 借換、車検費用 も可	500万円以内	7年以内	配偶者又は相続予定者の保証 所定の審査あり
安心ライフ (負債一本化ローン)	消費者金融等の債 務整理 使途証明資料必要 家族の債務整理も可	50万円以上 1,500万円程度	必要期間	原則不動産担保・必要により第 三者保証人
新ここ一番	資金使途自由 事業性・旧債務返 済も可	10万円以上 500万円以内	10年以内	保証会社の保証
ファーストローン	資金使途自由 事業性・借換資金 不可	10万円以上 300万円以内	7年以内	保証会社の保証 200万円を超えるとき収入証明 必要
プレミアムローン	資金使途自由 旧債務返済も可	50万円以上 300万円以内	7年以内	配偶者の保証 所定の審査あり
カード・ローン	自由 (事業資金・投機等の 資金を除く)	限度額 20万円から 200万円まで 限度額まで 繰返し利用可能	3年 原則的に 自動更新	保証会社の保証
カード・ローン “御用達” (公務員等に限定)	自由 (利払いのみで、返済方法 は債務者の任意)	限度額500万円	1年 信用状況 調査により 更新	配偶者の保証、 所定の審査あり
カード・ローン “プラス・ワン” (公務員等に限定)	自由	限度額100万円	1年 信用状況 調査により 更新	所定の審査あり
カード・ローン ネクスト	自由	限度額 50万円から 300万円まで	1年 原則的に 自動更新	保証会社の保証
ポケット カード・ローン	自由	限度額 10万円から 200万円まで	1年 原則的に 自動更新	保証会社の保証
エコ・ローン	エコ設備資金 エコ製品購入 これらの借換資金	10万円以上 500万円以内	15年以内	配偶者または相続予定者の保証 必要により第三者保証人

貸出(事業者向け)

種類	用途	金額	期間	担保・保証人
協同組合等活性化資金 県中小企業団体中央会推薦融資	制度(1) 協同組合等の事業資金、 転貸資金 制度(2) 協同組合等構成員の運 転、設備資金	制度(1)3億円以内 制度(2) 運転:1,000万円以内 設備:5,000万円以内	制度(1)1年以内 制度(2) 運転:10年以内 設備:15年以内	決算内容、金額等により不動産担保
メンバーズビジネスローン 各地区商工会議所・ 商工会提携	運転資金 設備資金	5,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額等により不動産担保
けんしん ビジネスローン 郡山地区商工会広 域協議会提携	運転資金 設備資金	1,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額等により不動産担保
信用組合資金	運転資金 設備資金	運転:2,500万円以内 設備:2,500万円以内 併用:2,500万円以内	運転:10年以内 設備:10年以内 併用:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保。
十店会ローン (十店会会員対象)	運転資金 設備資金	2,000万円または 年商の5分の1以 内のいずれか低い 金額	運転:3年以内 設備:3年以内	必要により代表者または事業承継人の保証のみ
パートナーローン 法人会・税理士会 提携	運転資金 設備資金	運転:5,000万円以内 設備:5,000万円以内 併用:5,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内 併用:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保
福島県中小企業者 同友会提携ローン (同友会会員対象)	運転資金 設備資金	運転:2,000万円以内 設備:1億円以内 併用:1億円以内	運転:7年以内 設備:20年以内 併用:20年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保
ビジネスフリー	運転資金 設備資金	500万円以内	10年以内	保証会社の保証、 法人は必要により代表者、個人は保 証人不要
ビジネスポケット	運転資金 設備資金	500万円以内	5年以内	保証会社の保証、 個人申込に限定、 法人の場合、代表者へのご融資
一般資金	手形割引・・・一般商業手形割引 手形貸付・・・運転資金などの短期の貸付 証書貸付・・・設備資金などの長期の貸付(団体信用生命保険付あり) 当座貸越・・・運転資金などの短期の貸付			
地方公共団体融資	県および市町村による、各種制度融資をお取扱いしています。			

貸出(代理業務)

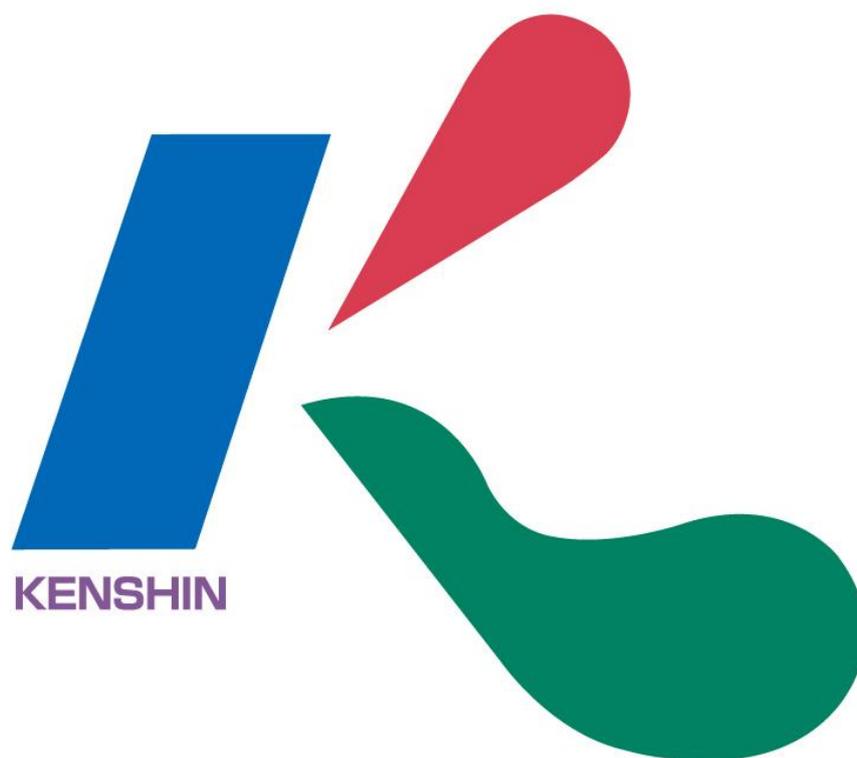
種類	
代理業務	以下の代理店業務をお取り扱いしています。 全国信用協同組合連合会・(株)商工組合中央金庫・(株)日本政策金融公庫 独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人福祉医療機構

各種サービス

種類	サービスの内容
ATM(現金自動預払機)	平日土日祝日共通で午前8時から午後8時までご利用できます(一部出張所では時間が異なります)。カードだけでご入金とお支払ができます。ATMでの払戻は、一つの口座につき、1日50万円までです。
全国オンラインキャッシュサービス	キャッシュカード1枚で、当信用組合の本支店はじめ全国のMICS加盟金融機関をご利用できます(一部お支払いのみ)。セブン銀行ATMでは午前7時から午後10時までご利用できます。
クレジットサービス	各種クレジットサービスをお取り扱いしています。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	大切な年金が一度の手続きで自動的にご指定の預金口座に振り込まれます。受取のためにわざわざお出かけになる必要がなく、手間も省け安全です。
配当金自動受取サービス	配当金が会社から直接ご指定の預金口座へ入金されます。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジット代金などを毎月自動的にご指定の口座からお支払いいたします。
株式払込	会社の設立、増資の株式払込金のお取扱、上場会社の増資払込のお取次ぎ。
為替サービス	全国どこへでも、スピーディにお振込・送金や手形小切手のお取立をします。外国送金もお取り扱いしています。
インターネットバンキングサービス	残高照会・振替・振込が出来ます。

- 2 ごあいさつ
- 4 けんしんの概要
- 5 令和3年度の業績
- 8 主要な事業
- 9 営業地域・
店舗ネットワーク
- 10 事業の組織
- 11 総代会制度について
- 15 役員
- 16 組合員・出資金の状況
- 17 沿革・歩み
- 19 法令遵守等の基本姿勢
- 20 リスク管理体制
- 21 小規模・中小事業者の
経営改善・地域活性化の取組
- 24 地域貢献
- 26 十店会活動
- 27 けんしんヤング十店会
- 28 地域の皆様とのふれあい
「イベント」事業
- 29 苦情に対する措置・
紛争解決のための措置等
- 30 新型コロナウイルスの
対応
- 31 資料編
- 61 主な手数料
- 64 営業のご案内

けんしんは今後も
地域と共に歩んでまいります。



福島縣商工信用組合